

平成27年第1回にかほ市議会定例会会議録（第3号）

1、本日の出席議員（ 19 名 ）

2 番	渡 部 幸 悦	3 番	佐々木 雄 太
4 番	佐々木 正 明	5 番	奥 山 収 三
6 番	伊 藤 知	7 番	伊 藤 竹 文
8 番	飯 尾 明 芳	9 番	市 川 雄 次
10 番	佐々木 弘 志	11 番	佐々木 平 嗣
12 番	小 川 正 文	13 番	伊 東 温 子
14 番	鈴 木 敏 男	15 番	佐々木 春 男
16 番	宮 崎 信 一	17 番	加 藤 照 美
18 番	佐 藤 元	19 番	佐 藤 文 昭
20 番	菊 地 衛		

1、本日の欠席議員（ 0 名 ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	伊 東 秀 一	班 長 兼 副 主 幹	加 藤 潤
主 事	須 田 拓 也		

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	須 田 正 彦
教 育 長	齋 藤 光 正	総 務 部 長 (危機管理監)	齋 藤 均
財 務 部 長	佐 藤 正 春	市 民 福 祉 部 長	齋 藤 洋
農 林 水 産 建 設 部 長	佐 藤 正	商 工 観 光 部 長 (雇用対策政策監)	佐々木 敏 春
教 育 次 長	齋 藤 榮 八	ガ ス 水 道 局 長	高 橋 元
消 防 長	伊 東 善 輝	会 計 管 理 者	須 田 一 治
総 務 部 総 務 課 長	齋 藤 隆	企 画 課 長	齋 藤 義 行
財 政 課 長	佐 藤 正 之	金 浦 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー 長	齋 藤 良 子
生 活 環 境 課 長	小 松 幸 一	会 計 課 長	加 藤 信 子
商 工 課 長 課	山 田 克 浩	観 光 課 長	佐 藤 均
教 育 総 務 課 長	池 田 昭 一	学 校 教 育 課 長	木 谷 玲 子
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	浅 利 均		

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第3号

平成27年3月4日（水曜日）午前10時開議

第1 一般質問

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第3号に同じ

午前10時00分 開 議

●議長（菊地衛君） ただいまの出席議員は19人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。初めに、14番鈴木敏男議員の一般質問を許します。14番鈴木敏男議員。

【14番（鈴木敏男君）登壇】

●14番（鈴木敏男君） おはようございます。14番の鈴木敏男でございます。昨日の質問に続いての今日の質問になります。

海があり、山があり、そして川があります。春には桜が県内では一番先に開花し、夏には日本海や鳥海山の自然を満喫でき、秋には湿原がほの温かな秋色に変わり、冬には伝承行事がゆかしく繰り広げられます。それぞれの季節には、山の幸、海の幸の味覚が楽しめ、遠い歴史には文人墨客が訪れ、近世には日本で最初に南極探検をした世界の冒険家が生まれたまち、そして日本の産学連携ベンチャーの先駆けとなった創業者の生まれたまち、これが我がまちであります。

この風光明媚な、しかもすぐれた先人を生み出し、歴史・文化の息づく我がまちが新市となって今年はその10年目。昨年9月の定例会では、同僚議員の質問に、市制10周年記念事業検討委員会を立ち上げ、具体的なものは今後提示していくと、こういう答弁がございました。そして今定例会では、市制10周年記念の関係行事も示されたところであります。

市制10周年では記念式典、あるいはコンサート、文化講演会等の具体案の説明も受けたところがあります。こうした記念行事が、まちの新たなエネルギーとなり、20年後も30年後も「夢あるまち、豊かなまち、元気なまち」として、いや、未来永劫に、このまち、にかほ市が輝き続けることを念願するものであります。

さて、今回の一般質問は、二つの項目について通告しておりますので、順次伺いをさせていただきます。

初めに、市制施行10周年には、キャラクターの誕生をということで質問をいたします。ただし、この通告書を提出したのは2月13日でありました。それまでは、まちのキャラクターに関する動きというものはキャッチしておりませんでしたから、この質問を提出したのでございましたけれども、今定例会に入って渡された市制10周年記念行事の資料の中に、市公認のキャラクターの作成があります。したがって、結論的には希望が達成されようとしていますから、質問の取り下げも考えたところでありましたけれども、その前段の件もありますので、今日は通告書に従って質問をさせていただきます。

さて、昨日もこの話がありましたけれども、この2月2日から5回にわたって金浦中学校生徒6人が、にかほ市の地域活性化をテーマにした考えや意見としての提言、「ボイス」というこういうタイトルでありましたけれども、秋田魁新報に掲載されました。生徒らしいはつらつとした意見や考え方には共感もし、学ぶものが多いと実感したところでもあります。それを短く紹介しますと、「若者が暮らせる環境を整えよう」、「勢至公園の桜まつりも、もっとPRしよう」、「まちのイベントや特産品をアピールしよう」、「ブラウブリッツ秋田を応援して活性化を図ろう」、このような意見でありました。ほかに2人の生徒からは、いわゆる「ゆるキャラで地域を盛り上げよう」、こんな意見が出されておりました。

このいわゆる「ゆるキャラ」は、御承知のように、今や全国津々浦々のまちに誕生し、特に「くまモン」や「ふなっしー」を頂点にして人気沸騰の感があり、それでまちおこしが企画されたり、土産だ、グッズだと国民的な目が集まっているようでもあります。昨年の暮れには、そうした「ご当地キャラクター」の人気を競う「ゆるキャラグランプリ」があつて、2014年には群馬県の「ぐんまちゃん」が1位になったと、こういうふうなニュースもありました。

秋田県内でも多くのゆるキャラが誕生し、まちの活性化に貢献しているようです。一例を挙げますと、八郎潟町でしたでしょうか「ニャンパチ」というのがあります。それから、美郷町には「美郷のミズモ」、それから鹿角市には「たんぼ小町ちゃん」、こういうものがあるようでもあります。

こういったことを考えますと、金浦中学校の生徒の願いといひましようか、希望といひましようか、我が町にもそんな「ゆるキャラ」がほしいという、こういう声も私は理解できる場所です。

当市では、新しいまちになる時の合併協定書に幾つかの項目を掲げ、その実現に努めていることは承知いたしております。その項目は、大きくは22項目であります。しかし、そのうちの4項目については、未だ実現に至っておりません。その一つは、文化施設や総合体育館の建設であり、このことにつきましては何度か市長の考えを伺っております。また、簡易水道の給水料金や地域農業のマスタープラン等は、実現の年度を示して取り組もうとしております。ただし、残る一つである市の木、花、鳥、魚は決定しているものの、キャラクター、これもやろうというような、こういう協定書でありましたけれども、これは未だに実現していないことはもちろん、決定したいという年度も未定のままであります。私はこのことにつきまして平成25年9月定例会の一般質問で、このことに関しての質問をしたことがあります。あの時の市長の答弁では、たまたまあの当時でしたけれども、広報紙を通じて、楊枝をくわえていたクマ、あるいはにかほ市の絵草紙にカエルが載っているとい

うようなことで、これがそのキャラクターなのかというふうに思っておりましたけれども、広報等に載っている楊枝をくわえたクマ、あるいは、にかほ市絵草紙のカエルは、広報媒体として使っているものであってキャラクターではない。何回か募集したのだが、当市にマッチするようなものがなかったと。早く当市にふさわしいキャラクターを決めたい、これは急ぎたい、これが当時の市長の答弁でございます。

そこで今回、市制10周年にはキャラクターをとということで、以下のことについて市長にお尋ねをいたします。

初めに、当市のキャラクターに対する考え方をお伺いいたします。

●議長（菊地衛君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） おはようございます。それでは、鈴木敏男議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、キャラクターについてでございます。

私自身も早めに決めたいなど、そういう思いがずっとありました。先ほどのように以前も申し上げたことありますが、公募や美術関係者へ素案づくりの依頼もしたこともあります。結果としては、なかなかそのにかほ市をイメージするようなものがなかなかできなかった、なかった、そういうことで現在に至っておりますけれども、できればですね、これは今年度中に、今年度中じゃない。合併10周年、10月1日ですから、3番目の答えと一緒になりますけれども、できればその合併記念式典の前、あるいは式典の中で公表できるような形に取り組んでまいりたい、そのように思います。

●議長（菊地衛君） 14番鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） ただいまは市長からキャラクターに対するお考えを伺ったところであります。キャラクターの存在は、私先ほど申し上げましたけれども、今では社会現象というだけではなく、経済効果や、あるいはまちをアピールする、このように大きな存在にもなっているというふうに思っています。特にそれも、ゆるキャラとして観光イベントなど、情報発信など大変注目される存在でもあります。特に先ほど話をしましたけれども、人気の高い熊本県のキャラクター「くまモン」、こういったものはご当地婚姻届にイラストがあらわれ、そっけない通常の婚姻届とはまた違った人気だというふうな、こういうことも耳にしているわけでありまして。こうしたその婚姻届等の発行の動きは、実は正式な書面として昨年10月には、もう8自治体で発行していると、こういうふうな情報もあります。私、新聞で拝見しましたけれども、ちょっとカラフルな感じの婚姻届であります。こういった婚姻届は、手元の記念用にもなるというふうに言いますから、こうしたキャラクターによってのアイデアというのは、今後もたくさん増えるのではないかとこのように思っているところであります。

先ほどこれも申し上げましたけれども、県内の人気キャラクターとしての鹿角市の「たんぼ小町ちゃん」、これは出番も多く、年間100日前後を稼働しているというふうな、こういうことも耳にしています。また、県外などのイベントにも出席して、市外での知名度もアップ、さらには観光客の増加にも一役買っていると、こういうような報道もあります。

また昨今、県内で人気上昇中なのが八郎潟町の「ニャンパチ」というものがあるようであります。これは伝承されている願人踊というんでしょうか、こういったものと猫を組み合わせて作っているようですが、このぬいぐるみも非常に人気が高いと。

また、美郷町では「美郷のミズモ」を誕生させて、現在10種類のみずもグッズが発売され、まちのイメージアップにつながっていると、こういうふうな報道もあるわけであります。

このように、まちのキャラクターというのは、市民に夢を抱かせたり、子供たちを中心にマスコット的な存在でもあります。いや、そればかりでなく、まちのPR、果ては経済効果にまで波及しているようでもあります。

そこで、次にお伺いをいたしますが、先ほどもちょっと答弁もありましたけれども、これまでキャラクターが決まらなかったのは、なぜなのでしょう。これまで検討してこられた経緯をお伺いいたします。

●議長（菊地衛君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 今、鈴木議員がお話のように、決定した場合には、やはりいろんな活用をしながらですね、にかほ市のPRあるいは知名度向上につなげていきたいと、そんな思いがあります。

ただ、ゆるキャラを作って人気を高めるといふ形になると、人が入ってどういう動作をするか、こういうところも肝心なわけですよ。 「くまモン」にしても「ふなっしー」にしても、あの動作がすごく人気があるんだろうと思います。これが常に職員にかぶさせるのか、あるいはそういう人材を育成するのか、ゆるキャラを作っただけでは、やはりそういうものにはなっていきませんので、こういうところも含めて、これから検討していかなければならないなど、そんな思いでいるところでございます。

(2)の質問と経緯については、担当部長からお答えをさせます。

●議長（菊地衛君） 答弁、商工観光部長。

●商工観光部長（佐々木敏春君） それでは、これまでの検討した経緯につきましてお答えをいたします。

平成18年度に第1回目の取り組みといたしまして、にかほ市イメージキャラクター募集事業を当時、観光課が担当して実施をしております。テーマは「自然・食・伝統芸能」など、にかほ市に関するものとして、年齢、住所、プロアマを問わない一般募集を行った結果、50点の応募を見ております。その中から象潟・金浦・仁賀保の3庁舎の市職員によりまして上位5点の作品を選定いたしました。どの作品も「新生にかほ」をイメージする作品には該当しないとの評価のもとに、最終的な採用には至っておりません。その後、平成21年度におきましては、秋田公立美術工芸短期大学の学生や卒業生を対象にいたしまして、にかほ市イメージキャラクターデザインを募集しております。この時は、「鳥海山」、市の花「ねむ」、市の木「むら杉」、鳥「海鵜」、魚「鱈」、そして「市章」をテーマといたしまして、これらをモチーフにした、いわゆる「ゆるキャラ」として作品の募集を行っております。結果、37点の応募があり、上位5点の作品を選定した上で、職員による最終審

査を行っておりますが、3点の佳作を選考したものの、残念ながらこの時も採用に至る作品はなかったものであります。この時以来、市公式キャラクターの選定作業には着手しておりませんが、その後、市の公式キャラクターではない観光面に特化した二つのキャラクターが生まれております。一つは平成23年秋にJRの秋田デスティネーションキャンペーンに向け観光協会が企画し、生まれたクマの「どん吉」であります。これは市職員が中島台周辺に生息するクマをイラスト化したもので、観光客へのプレゼント用に配布した爪楊枝のパッケージにデザインされており、鳥海山麓にある六つの高原駅の一つ、中島台獅子ヶ鼻湿原の名誉駅長になっております。二つ目は、平成25年秋にかほ市観光振興プロジェクトが観光セールスの宣伝媒体として誕生させた「かたスちゃん」であります。これは観光庁の事業として業者に委託し、デザインされたものでありまして、市の高原部に生息するモリアオガエルをモチーフとしております。カエルに「ふりかえる」、「かながえる」、「よみがえる」の思いを込めて観光のマスコットにしたもので、観光パンフレットやポスター、名刺などにデザインされ、主に観光イメージキャラクターとして活用されております。

以上がキャラクター選定におけるこれまでの経緯であります。市のキャラクター選定にありましては、当初から観光課で担当してきておりますが、2回の選定が不調に終わった後、観光面に限ったキャラクターが生まれたことにより、その後における市キャラクターの選定作業に着手するという機会がなかなか生まれなかったという、こういう事情によるものと考えております。以上です。

●議長（菊地衛君） 14番鈴木議員。

●14番（鈴木敏男君） ただいま、なぜこれまでにそのキャラクターが決まらなかったというような、こういう経緯をお伺いいたしました。話にもありましたけれども、当初は募集しましたら50点ほどの、こういう応募があったと。さらには、そのほかにもあったようでありましたけれども、結果的には決まらなかったというふうに考えてもいいのかなというふうに思います。

そういうことを思いますと、そうすれば、その募集に当たって、こちらの意図するところが市民、あるいはどこまでその募集した範囲が分かりませんが、そういう意図が伝わらなかったというふうにも思われますが、その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

●議長（菊地衛君） 答弁、商工観光部長。

●商工観光部長（佐々木敏春君） 募集に当たりましては、説明でも申し上げたとおり、募集の内容についていろいろ条件を提示して募集を図るわけでございますけれども、いろいろキャラクターに対する世間の見方というものも変わってきてございますので、これからいろいろ募集するに当たっては、その辺をよく吟味した上で、どういったキャラクターを目指すのか、その辺をはっきりさせていかないといけないのかなというふうに考えております。

●議長（菊地衛君） 鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） これから決めていくということであるようでありまして、そうすればその募集、今回その募集していくのかどうか、前の協定書を見ますと、短大の方ですか、あっちの方に依頼するというような、こういうものも文言もついているんですが、今回このキャラクターを決めるに至っては、募集をしていくのか、それとも委託をされていくのか、その辺をお尋ねいたします。

●議長（菊地衛君） 答弁、総務部長。

●総務部長（齋藤均君） 10周年記念事業の中で取り組みたいということで、先般お配りした資料にもそのように記載をさせてもらっていますけれども、今考えているところは、募集か委託かという、どちらかという委託という形で考えております。

●議長（菊地衛君） 鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） なかなかこれ難しいこととは思いますが、今、委託されるという話であります。私は、せっかくこの当市が新市になって10周年という、こういう記念すべき年でもあるというふうに、こういうことを思いますと、やはりひとつの、市民を、このまちを盛り上げる意味でも、やっぱり募集というようなことが私はいいいのかなというふうな思いはするんですが、その辺は、その市民の思いというものを、どういうふうにそのキャラクターに反映させていこうというふうなお考えでしょうか。

●議長（菊地衛君） 答弁、総務部長。

●総務部長（齋藤均君） 確かにその方法論として募集も必要かなとは検討いたしました。先ほど商工観光部長から、これまでの経緯の中で、一つには一般募集、そしてその次には委託というような取り組みで、そういった経緯がございます。今、私どもで考えているのは、ここで名前を申し上げるわけにはいきませんが、都会で活躍されてこちらにUターンをされてきた方で、地元の方でそういったものに卓越した方がいらっしゃいます。非常にこのにかほ市発展のために頑張りたいというのを前から発信されておりますので、そういったところに期待をしているところでもございますので、そういった関係で委託をというふうなことで今検討しているところでございます。

●議長（菊地衛君） 鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） 当局の思いは理解します。ただやはり、どうしてもですね、市民の思いをこういったものにつなげて、ひとつまちおこしをするということも私は大事でないのかなというふうなことを申し上げておきたいというふうに思います。

三つ目の質問に入りますが、新市になっての10周年記念に、先ほどお話しましたようにキャラクターを誕生させると、こういうふうな話でありました。ありましたので、この質問からちょっと離れるというか、誕生させたらいかがでしょうかというふうな質問に、誕生させるというふうなこういう市の計画のようでございますので、しからばこのまちの、我がまちのキャラクター、今、部長の方からちょっと話もありましたけれども、どんなものを考えておられるのか、余り誘導的な質問でうまくないかもしれませんが、どういったイメージのこのキャラクターを考えておられるのか、もう一度ひとつ説明をお願いいたします。

●議長（菊地衛君） 総務部長。

●総務部長（齋藤均君） 具体的なものは、特にこれということではありませんけれども、いわゆる市民の思いともつながりますけれども、市の特徴、先ほど議員の方からもるおっしゃっていただきましたけれども、こういった山あり、海あり、歴史ありの、こういったものを取り込んだふさわしいものということで考えております。したがって、今お願いしようとしている方も当市の方でございますので、その辺のところは十分に御理解をいただいた上で製作に当たっていただけるとい

うふうに考えております。

●議長（菊地衛君） 鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） いずれ市長から答弁をいただいて約1年半、新市として行くと市民に約束をされた項目が、設定まで大分期間がかかったなというような思いはありますけれども、ここにきて、にかほ市のキャラクターが誕生するようであります。子供たちがにかほ市民として、市民はまた共通の意識も共有できるんじゃないのかなと、このキャラクターの作成によって、そんなふうには私に思っているところであります。どうかひとつ親しみやすい、あるいはアピールに力のあるキャラクター、こういったキャラクターの誕生を大いに期待したいというふうに思います。

なお、この項目の質問の最後に、先ほど金浦中学校の2年生の「ボイス」の話をさせていただきましたけれども、その最後の部分を読み上げて、この項の質問を終わります。「市の名産物などを親しみやすくデフォルメし、名前を聞いただけで『にかほ市』をイメージできるキャラクターが誕生すれば、PR効果はまた高まるだろう。また、そのキャラクターを活用して商品を生み出すことで、企業の活性化も期待できるのではないだろうか。」これが「ボイス」の中からのいただいた文章であります。

次に質問をさせていただきます。

次は、危険とみなされる空き家対策等についてお伺いをいたします。

私は昨年の12月定例会の一般質問で空き家対策についてお伺いをいたしました。その時には資料もいただき、その説明も受けたところであります。

そこで、とても気になったのは空き家416軒ある中で危険とみなされるものが77軒あったと、こういうことであります。ただ、そういった方々へは指導、あるいは助言等々によって、一部のものは解決に至ったと、こういうふうな答弁もあったわけであります。ただ、未だに64件については、所有者が不明だったり、相続がはっきりしていない等の問題はあるにせよ、私はこの数字というのは大変な数字であるというふうに認識をしているわけであります。

なお、私これから申し上げる数字というのは、12月定例会でいただいた資料をもとにして質問していますので、その後の数字に変わりがあるかもしれませんが、その辺はひとつ御了解をいただきたいというふうに思います。

なお、12月定例会のあの時には、今後のことについて自治会とも協調して対応に当たりたいと、こういうふうな答弁もあったわけであります。空き家対策は、簡単にいかないということは重々承知はいたしております。

ただ、長期的な視点での考え、これも空き家対策については大事なことかというふうには思いませんし、また、即座に解決策が見出されるものではない、こういうことも承知をいたしてはおります。ただ言えるのは、時間が経過することによって、より危険なものになりかねないのではないかというふうに憂慮するわけであります。

そこでお尋ねをいたすわけではありますが、まず、危険とみなしている建物ですが、この内部には入れないというようなことでありますけれども、あくまでもこれは外見的な判断であるというふうな答弁でありましたけれども、まずお伺いしたいのは、先ほど話をしましたこの64軒、この空き

家に、にかほ市住みよい環境づくりの条例第14条では、空き家等の所有者等に対する命令を規定しています。空き家等が管理不全であって、必要な措置について助言、指導、勧告をして、改善も命ぜることができるというふうにあるわけであります。この64軒の所有者には、どのような助言、あるいは指導、あるいは勧告をされたのか、この辺をお尋ねいたします。

●議長（菊地衛君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 危険とみなされる空き家等の対策についての御質問でございますが、各項目について担当部長にお答えをさせます。

●議長（菊地衛君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（齋藤洋君） それでは、鈴木議員の御質問にお答えいたします。お答えいたしますが、その前に、さきの12月定例会におきまして鈴木議員の一般質問に対する答弁の中で、危険とみなされる空き家等77軒のうち解決に至っていないものは64軒と申し上げておりましたけれども、その後、再度確認しましたところ、正確には63軒でしたので、訂正しておわびを申し上げたいと思います。

では最初に、一つ目の御質問にお答えいたします。

御質問の中に64軒とありますが、今訂正しましたように63軒ということでお答えいたします。

63軒のうち所有者等が分かっている41軒、この41軒のうち、さらに長期入院、あるいは施設入所者などを除く36件、したがって、所有者が分かっている41軒のうち36軒につきましては、先月2月に入ってから適正な管理を促す書面、この書面に状況写真などを添えまして通知しております。今後、この通知を受けても何ら動きが見られない場合には、助言、指導、次に勧告、そして命令と、段階的に適正な管理を促していくこととなります。

なお、これまでの例でまいりますと、助言、指導の通知を受けた段階で解体、あるいは修繕などの対応をしていただいたケースが14軒となっております。しかしながら、対応できないケースも多く、そのほとんどが先ほど鈴木議員が言われました相続を放棄した、あるいは解体資金がないというなどの理由から、改善に向けての進展がなく、現在に至っているというところがございます。

悪質なケースであれば、もちろん勧告、命令、公表まで段階的に手続を進めてまいりますけれども、そのほとんどが今申し上げました理由の方々でございます。事情をやはり考慮する必要があるということで、助言、指導という形で今後も所有者等と解決策を模索してまいりたいと考えております。

また、所有者等が分かっていない22軒につきましては、現在も調査中ではありますが、聞き取りではなかなか情報が得られない。また、地方税法第22条により、税に関する個人情報を利用できないなどの理由から、所有者等を探し出すのに大変苦勞する状況にございました。

しかしながら、昨年11月19日に成立し、同27日に交付されました、先般新聞にも出ておりましたけれども、空き家等対策の推進に関する特別措置法が一部立ち入り調査、特定空き家等に関する措置及び料金の規定、これらを除いた残りの部分が2月26日に施行されております。これにより、税情報の利用が可能になったということから、今後は所有者等及びその所在が把握しやすくなります。

分かり次第、適正な管理を促す書面、あるいは状況写真などを添えて引き続き通知してまいりたいというふうに考えております。

●議長（菊地衛君） 鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） ただいま部長から答弁がございました。12月定例会で、こういったその危険とみなされる家屋の所有者に対して、金銭的な補助とか、あるいは貸付金の制度なんかも含めて、適正な管理をお願いするというふうなことで、文書を発送すると、こういうふうに約束をされておりましたけれども、そういったことがなされたというふうに思っています。

その中に、今、その話あった中に22軒については、なかなか進んでいないというふうな話もあるようであります。こういったことを考えますと、私この次の質問に入るわけでありませうけれども、今回このにかほ市住みよい環境づくり条例、この条例を再改正して、危険とみなされる空き家を撤去する代執行の権限等、こういうことも折り込む必要があるのかなというふうに思っていますが、こういった考えについての御見解をお伺いいたします。

●議長（菊地衛君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（齋藤洋君） それでは、お答えいたします。

条例に代執行の権限等折り込む考えはないかという御質問でございますが、行政代執行法第1条では、行政上の義務の履行確保に関しては、別に法律で定めるものを除いては、この法律の定めによるというふうに規定されております。これはお分かりのこととは思いますが、特別の法律で定めていれば、その法律に従って代執行ができますけれども、そうでない場合は、一般法である行政代執行法を根拠に代執行ができるというものでございます。したがって、行政が空き家等の取り壊しを行う根拠としては、特別法、もしくは行政代執行法によるしかないということでございます。御質問のように代執行について条例に盛り込んだとしても、それは根拠にはなり得ないということになります。ただし、行政代執行法による代執行が可能となるのは、条例に定めた義務、例えば取り壊し命令と、行政行為になりますけれども、これが履行されない場合でありまして、そのための勧告や命令については条例に規定しておく必要があるということでございます。

以上申し上げましたとおり、本市では条例に代執行の規定がございませんけれども、上位法に基づき代執行は可能であるということから盛り込んでいないものでございます。

そしてさらに、これにつきましては、先ほども申し上げました2月26日に一部施行された空き家等対策の推進に関する特別措置法の中で行政代執行の条文が明記されたことから、改めてにかほ市の条例に代執行ができる旨を盛り込む必要はないというふうに判断しております。

●議長（菊地衛君） 鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） 条例に盛り込まなくても法律的にはできるというふうな、こういう解釈でよろしいのかなというふうに思いましたけれども、ただ、県内でこういった空き家に関しての代執行を条文化しているのは、秋田県で10か11の自治体があるんですね。ですから、折り込まなくてもできるというふうな判断のようでありませうけれども、ただやはり条文化することによって、いわゆるその代執行ということ条文化することによって、その最悪の場合、強い姿勢を示すということを思えば、こういった条文化することによって、その空き家がですね放置されることがない、この

いわゆるその抑止力につながっていく効果も期待できるのではないのかなと、こういうふうには私に思っています。法的にはできるけれどもというような話でありますけれども、やはりそのまちの、この空き家に関する条例に条文化することによって、この空き家がですね、放置される、こういう実態を少しでも食い止める、こうした力になるのではないのかなというふうには私に思っていますが、その辺はいかがでしょうか。

●議長（菊地衛君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（齋藤洋君） 議員おっしゃられるとおりでございまして、ただ、先ほども申し上げましたが、条例中に代執行ができるとの規定を置くことには何ら法的な意味がないというのは先ほど申し上げたとおりでございまして。ただ、県内の各自治体で、あえてその空き家対策条例に、この条項を規定する理由といたしましては、その空き家所有者等に対して最終的には代執行があるんだぞと、そういう手段があるんだぞということを強くアピールする一つの手段として載せているのかなと思っております。

先ほども申し上げましたその特別措置法が今施行されて、5月の末には完全施行されます。空き家対策についての、限った法律ということで、今後その法律そのものの意義を含めて市民にPR、周知していければなというふうには考えております。いずれその特別措置法の中では、国で望んでいるのは、長期にわたってその市町村が空き家対策の計画を策定していくことが望ましいというふうな内容も盛り込まれておりますので、その計画策定には当然、今後取り組んでいくことになるのかなというふうには考えています。そうした機会も含めて、市民の皆様には適正な管理をされない空き家によって市民生活が大変迷惑する、あるいは危険に侵されるというようなところをですね、周知していければなというふうには考えております。

●議長（菊地衛君） 鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） 話は大体分かりました。

また、この空き家に関して言いますと、先ほども所有者が不明というようなことも出ています。このことも分からないわけではないのですが、突き詰めていけば、これは所有者というのは分かるんだと思います。分かるんだと思います。いわゆるその固定資産税の滞納、こういったことがあるとすれば、そういったことから分かってくんではないのかなというふうには思いますけれども、ただその中で今の個人情報というようなことがありますから、大変そのあたりは難しいのかなというふうには思っていますが、ただやはり、これもある県では、そういったその公開条例についても一部その修正して、この空き家に関しては情報提供してもいいというような、こういうふうに変えているところもあるようであります。ですから、そういうことも一つ所有者が不明の場合は検討する方法も一つの方法なのかなというふうには思いますが、その辺はどういうふうにお考えでしょうか。個人情報なんかを改正するというふうなことについてのお考えはありますか。

●議長（菊地衛君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（齋藤洋君） 現在、所有者を把握する手段といたしましては、地域の近隣住民の方からの聞き取り、それから法務局などが保有する不動産登記簿等の情報、そして市町村が保有しております空き家等の所有者等の住民票情報、あるいは戸籍謄本を利用する、そうしたところで把

握に努めてまいったところでございますけれども、なかなかそれで全てが100%特定に至るということではございません。そうした市町村の難儀といいますか苦勞といいますか、所有者を特定するのに苦勞しているということも踏まえて今回の特別措置法ができたのかなというふうに考えております。その中で先ほど申し上げました固定資産税情報、これを活用できるというふうなことで、こちらの方から所有者をたどるといふ、これまでとは違った画期的な展開であるというふうに考えております。個人情報につきましては、今といたしましては、その部分までというふうに考えております。

●議長（菊地衛君） 鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） それでは最後にお尋ねしたいのですが、危険とみなされる空き家について、市民、あるいは自治会等からの苦情などはございませんでしょうか。

●議長（菊地衛君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（齋藤洋君） それではお答えいたします。

さきの12月定例会での報告以降に自治会等から12件の空き家に関する苦情や相談等が寄せられております。うち7件につきましては、既に台帳に登録されているもので、現場を確認の上、所有者等が分かるものについては助言、指導を行ったところでございます。

苦情の内容は、主に強風に伴うもので、空き家のトタン屋根が剥がれたなどの苦情が8件となっております。特に昨年12月2日の強風の際には、仁賀保地域と金浦地域で1件ずつですけれども、緊急対応が必要だったことから、消防、それと警察と連携しまして屋根にロープをかけるなど応急処置をした上で、所有者等に対し修繕等の対応について連絡をしております。

また、昨年5月下旬には、傾いている危険な塀がございまして、この塀は秋田市の施設に入所されている所有者の塀なんですけれども、秋田に出向きまして同意を取りつけ、解体をしております。

このように苦情・相談等につきましては、可能な限り対応しているところでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

●議長（菊地衛君） 鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） 危険とみなされる家屋については、現場に出向いて確認をされていたりしているようであります。

そこでお尋ねしますが、その中に平沢の旧旅館、この件に関する苦情等々はありませんでしょうか。

●議長（菊地衛君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（齋藤洋君） やはり時期的なものもありますけれども、台風シーズンとか、低気圧の異常発達とか、そういう強風に伴う関係で飛散しそうだということから市役所の方に電話等で連絡をいただくケースはございました。都度といいますか可能な限り——例を申し上げますと、先般、破られた窓のところをコンパネ等でふさぐとか、そういう応急的な措置は防災という観点からさせていただいております。以上です。

●議長（菊地衛君） 鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） その場所を確認されているようであります。私この間、あそこら近辺の住

民の皆さん方から声を伺ってまいりました。確認されているということですから状況はお分かりだというふうに思いますけれども、地域の皆さん方は大変危険な、こういう思いをされているようがあります。特に風の強い日なんかは外に出るのが危険だというふうに思っていると。あるいは、何が飛んでくるか分からない、こういうような話をされている住民の方もいらっしゃいました。これもやはり個人の所有でありますから、なかなか難しい、指導面について難しい面もあるいはあるのかなというふうには思いますけれども、やはり何らかの措置を講じていかないと、私は大変な状況になるのではないかなというふうに心配しています。そこの自治会長さんともいろいろ話をしたことがあります。伺いますと、解体には多額の費用がかかる。あるいは、あそこは通学路にも当たっているわけですが、その通学に当たっては通学路の変更を言われている。また、付近を通行するには、十分気をつけてほしい、こういうふうな回答だというふうに私は伺っています。それ以上踏み込めないということも分かるわけでありまして先ほども話しましたが、このままでは大変な危険が及ぶということが懸念されるわけでありまして。

当市の先ほどのこの条例の13条の2項に、市長は建物等が管理不全のため危険な状態で切迫している場合で、所有者等から、みずから危険な状態の解消をすることができない旨の申し出があったときには、危険な状態を回避するために必要な最小限の緊急的な安全措置をとることができる。ただし、この場合、所有者の同意を得た上で実施するものとする。こういうふうに、この条文については平成24年9月に追加された条文でありますけれども、こういった条例の中で先ほど申し上げました危険と思われる旧旅館に対する何らかの対策というのはお考えになられませんか。

●議長（菊地衛君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（齋藤洋君） 現状では、無理があるのかなというふうに考えています。というのは、こちらの方から申し入れする責任者、要するに責任を持てる方が今いないという状況です。したがって、いろんな手続を進める中で相手がおられませんので、なかなかそれは難しいと。ただ、先ほど申し上げましたとおり、強風等であおられて物が飛びそうだということに関しましては、それは応急的な措置として防災上の観点から対応はしていきたいなというふうに考えております。

●議長（菊地衛君） 鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） 最後に一例を出して当局からの説明を願ったわけではありますが、いずれも空き家というのは、この件に限らず大変重要な課題であろうというふうに考えています。解決に当たっては大変難しい面もあることは重々承知していますけれども、何とか市民の皆さん方が安心して暮らせるようなまちづくりに、さらに努力されることを願って、私の質問を終わります。ありがとうございました。

●議長（菊地衛君） これで14番鈴木敏男議員の一般質問を終わります。

所用のため休憩をいたします。再開を11時10分といたします。

午前10時56分 休 憩

午前11時09分 再 開

●議長（菊地衛君） 休憩以前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。18番佐藤元議員の一般質問を許します。18番佐藤元議員。

【18番（佐藤元君）登壇】

●18番（佐藤元君） 質問に入る前に、ちょっと私、前段で今回のD I Oジャパンの件についての質問がメインになっていくわけですが、私、決してこの、今回この質問に当たって当局の立場だけをどうだこうだというものではないということを、まず御理解願いたいと思います。というのは、私ども議会としても予算執行に関しては、これをよしとした経緯があるわけですので、今後の議会の対応も含めての質問だという認識のもとで質問をしまいたいと思います。

それでは、東京地方裁判所は、1月にD I O社へ破産手続開始決定をいたしました。当局は、その後も県など関係機関などと協議されてきたことと容易に想像はするところですが、市民からも期待されていた事業ゆえ、まことに遺憾です。経緯も含めて何点かお伺いいたします。

昨年の説明会において、D I O社に返還を求める金額がはっきりしていないとのことでありましたが、どのような事情からそのような状況になったのかを、まず最初に伺います。

それから、説明会後の状況、逐次——この「で」は削除してください——するべきでなかったかなと私は思いますので、その辺についてもあわせてお願いいたします。

●議長（菊地衛君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、佐藤元議員の御質問にお答えをいたします。

D I Oジャパンの誘致につきましては、御承知のように市内主要企業の生産体制見直しで多くの離職者が発生をいたしました。市といたしましては、こうした方々の生活を守りたいというふうな思いで期待を込めて誘致をいたしましたけれども、まことに残念な結果となり、申し訳なく思うところでございます。

これまでの状況については、逐次議会に報告したつもりでおりますが、各項目の御質問については担当の部長からお答えをさせます。

●議長（菊地衛君） 答弁、商工観光部長。

●商工観光部長（佐々木敏春君） それでは、私の方からお答えをいたします。

議員の皆さんにつきましては、昨年7月28日に議会報告会を開催いたしまして、8月1日付けで行った事業譲渡に関連した内容を説明を行っております。その後は9月定例議会の市長の市政報告の中で県議会に報告された件の調査内容について報告を行っていただいております。内容は、研修のO J Tとして行った業務につきまして、D I O本社に売り上げが計上されていること、パソコンレンタル期間が委託期間を超えていることなどについて疑義があるとされ、今後の対応については県と協議して進める旨を報告しております。その後、12月定例議会におきましては、10月30日付けで行われたD I O本社の民事再生法適用申請と受理について、11月11日付けでにかほコールセンターの破産手続の開始が決定になったことに触れながら、委託期間における収入等の疑義についてはD I O社代理人弁護士との間で収益額算出に向けた協議を行っている状況を報告させていただいております。

す。

返還額を求める金額がはっきりしていないとのございますけれども、どのような事情に伴うものだったかについてであります。担当としましては、これまでにかほコールセンターの研修期間中における利益額を算出することにあわせ、返還に対する会社側の考え方、あるいは疑義の有無についてもはっきりさせるために、D I O社代理人弁護士との間で協議を行ってきております。協議の内容は、県の調査で判明しているにかほコールセンター分としてD I O本社の売りに上げに計上されている収入額から売りに上げを上げるために要した関連の経費を差し引き、それをにかほコールセンターの収益とすることを了とするのか、また、利益を算出するためににかほコールセンターに係る経費の積算について、8月28日付け及び10月30日付けの文書で2回にわたり協議を行っております。しかしながら、これにつきましては、にかほコールセンターに限った経費算定は難しいということで正式な回答は得られていない状況でございます。

説明会後の状況を逐次説明するべきではなかったかの御質問でございますが、今まで説明したとおり、昨年の7月に開催した議会報告会以降、12月定例会まで、その時々状況に対応いたしまして、市政報告の中で市長からコールセンター誘致に係るてん末につきましてお知らせをしまいたものと考えております。また、今回の件につきましては、国・県、誘致に関連した他自治体、あるいはD I O社代理人との間で現在協議中でありますので、12月定例会での報告以降につきましては、状況に大きな変化はなく、内容等において逐次タイムリーに報告できる事柄は無かったという状況でありますので、御理解いただきたいと思っております。以上です。

●議長（菊地衛君） 佐藤元議員。

●18番（佐藤元君） 今回の部長の説明ですと、結果的に9月の定例会の中で若干触れたそれ以降は説明はないと、こういうそのお話ですけれども、そうすれば、全くこの3ヵ月間、4ヵ月間は、何ら事は進んでいなかったと、こういう認識でよろしいんですか。

●議長（菊地衛君） 商工観光部長。

●商工観光部長（佐々木敏春君） D I O社代理人との間で協議は行ってきておりますけれども、その協議を行っている内容でございますが、コールセンターの研修期間中において発生した収益、これを算定するための経費の算出、これについては進展はないという、こういう状況でございます。

●議長（菊地衛君） 佐藤元議員。

●18番（佐藤元君） じゃあ次に、(2)の方に移りたいと思っております。

結果的に1月6日付けの秋田さきがけ新聞にも載っていたわけですが、破産手続き開始によって返還の可能性は極めて厳しいと、皆無に等しいのではないかと、そういう報道もあったわけですが、その件について、もう2ヵ月経過しているわけですけれども、その件については庁舎内で具体的にどのような、こういう手だてを打っていかうとかということ、もう考えておったわけですか。

●議長（菊地衛君） 佐藤元議員、(2)と一緒に質問をお願いいたします。

●18番（佐藤元君） (2)－①として、結果的に今言ったわけですけれども、それでは管財人の方からは、一体どのような内容の通達が届いているのか、まず伺います。

それから、②として、返還を求めるとなれば、これとこれと、このくらいのものとかということ

がもし分かれば、その辺をお願いしたいと思います。

●議長（菊地衛君） 暫時休憩します。

午前11時20分 休 憩

午前11時21分 再 開

●議長（菊地衛君） 再開します。

答弁、商工観光部長。

●商工観光部長（佐々木敏春君） それでは、通告ありました御質問の(2)番、破産手続き開始によって返還の可能性は極めて難しい状況にうんぬんというところと、(2)－①管財人からどの様な通達が届いているのか、また、②返還を求めるとなればどのような項目が挙げられるかにつきましてお答えいたします。

最初に、東京地方裁判所から届いているにかほコールセンター破産手続き開始通知書では、破産手続きの開始日、これが平成26年11月11日、財産状況報告集会の開催は平成27年3月18日などとなっております。また、東京地方裁判所では、破産者の財産で債権者に対する配当ができない可能性が高いとして、破産債権の届け出期間と破産債権の調査をするための期日を、当面は定めないということしております。これは市が事業費の返還を求めるための前提となる破産管財人に対する債権の届け出を裁判所は今回の場合、配当が認められない、見込めない、無用な手続きとして認めないとするものようでございます。これによりまして、市は子会社のかほコールセンターに対し、債権の申し立てをする手だてをなくしたことになったこととなります。しかし、この時点ではD I O本社が民事再生法の適用を申請しておりましたので、民事再生法の適用がかなえば一体的な会社運営をしていた親会社に対して請求の機会が出てくるものとして動向を見守ってまいったところがあります。

しかしながら、本年に入って間もなく、1月5日にはD I O本社の民事再生法の申請が棄却になり、東京地方裁判所では破産手続きの開始を決定する事態となっております。

これについてD I O社代理人弁護士に確認したところ、子会社にかほコールセンターの破産手続きと同じく、東京地方裁判所では債権の届け出の期間を設けないこととしているとのことであります。東京地方裁判所では、にかほコールセンターはもとより、D I O本社にあっても会社の現状からして配当に資するための財産が見込めないと判断をしております。

このような状況に合って、担当としましては、今後どんな手続きを講じたとしても配当を求めることはできないという東京地方裁判所と同じ認識に立つべきであろうと考えております。

今後につきましては、これらの結果を踏まえつつ、同じような状況に置かれた他自治体との連携のもとに国や県との協議を進めることとなりますが、この対応につきましては議会の皆様に相談を諮りながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

管財人からどのような通達が届いているのかという御質問に対してでございますが、管財人から

は、「破産管財人からの御連絡」という文書が東京地方裁判所からの破産手続き開始通知書に同封され、同じ日に届いております。内容は、D I O社の15の子会社の破産管財人に東京地方裁判所から選任されたことや管財業務に対する理解と協力の依頼、そのほか裁判所の破産手続き開始通知に記載される内容の説明、破産会社は財産が乏しく配当の財産を形成できない可能性が高く、破産手続きは債権者への配当を行うことなく終了することが予想されるとしております。

②の御質問の返還を求めるとなれば、どのような項目が挙げられるのかとの御質問に対してでございますけれども、返還の対象となるものとしては、現在、国・県、D I O社代理人弁護士との間で調査、協議を行っている事柄になります。まだ確定したものでありませんので、概略をお知らせいたします。

まずその一つ目に、研修期間の平成24年12月から平成25年11月までの間に発生した利益が挙げられます。これは本社の売り上げになっておりますので、にかほコールセンターの利益とみなすことができるのかどうかの検討も必要かと思われております。二つ目としましては、研修費として疑義が呈された事業費でございます。リース物件などのほか、人件費になります。この、大きく分けて二つになるものと考えています。以上です。

●議長（菊地衛君） 佐藤元議員。

●18番（佐藤元君） そうすると、管財人からは債権者集会のその日時や場所などは、まだ一切連絡はない。それとも、一切そういったことは、もうその配当金は、もう皆無なのでやる必要がないと、そういう解釈なのか、どちらなんですか。

●議長（菊地衛君） 答弁、商工観光部長。

●商工観光部長（佐々木敏春君） 御説明いたしましたけれども、東京地方裁判所からは財産状況報告集会の開催は今年、3月18日に行います。債権の届け出につきましては東京地方裁判所の裁定になるわけでございますけれども、それは期間を設けない、要するに行わないという、こういう東京地方裁判所からの通知が届いております。

●議長（菊地衛君） 佐藤元議員。

●18番（佐藤元君） 要するに、3月18日にこのD I O社に関係する債権者の会議はすると、こういうことなんでしょう。

●議長（菊地衛君） 商工観光部長。

●商工観光部長（佐々木敏春君） はい、そういうことになります。

●議長（菊地衛君） 佐藤元議員。

●18番（佐藤元君） この債権者の集会には、誰が出席する予定ですか。

●議長（菊地衛君） 商工観光部長。

●商工観光部長（佐々木敏春君） ほかの自治体でも同じような状況に置かれている自治体がございます。D I O社を誘致をしまして、いろいろ返還の話が持ち上がっているという状況がございます。その対象になる自治体、秋田県で言いますと県、あるいはにかほ市、それから羽後町、隣の山形県にいけますと鶴岡市になります。市といたしましては、職員から参加してもらうというような考えでおります。

●議長（菊地衛君） 佐藤元議員。

●18番（佐藤元君） 今、私が質問しているのは(2)－②まで入っていますので、この段階でちょっともう一つ確認したいと思います。

宮城県の美里町では、いわゆる美里町と美里町議会は、宮城県議会議長宛てに要請書を提出されたということのようですが、これについて、その宮城県議会の安藤議長は、県議会の責任の所在と国に負担を求める数字などを明確にしていきたいというふうに対応されたようではありますけれども、もしですよ、その美里町が行動していること自体がもし認められるようなことになると、今までそのやり取りしてきた話とは、若干当然変わってきますよね。そのことが仮に国の方に、厚生労働省にその宮城県がそういったことを求めて、それを受理して、それに対していわゆる美里町が必要以上にそのD I O社に払ったものを返していただくということが可能になるのであれば、全くまた話が別になると思うんですけども、そこら辺の情報は何もないんですか。

●議長（菊地衛君） 答弁、市長。

●市長（横山忠長君） 先ほど担当部長お話のように、子会社15あるわけです。15の中では、額の多寡はあると思いますが、ほとんど同じような状況でございますので、今お話ありました、あれは福島県ですか、宮城県ですか、美里町ね。こういうこともありますが、まずは東北だけでも子会社を立地した自治体と連携しながらですね、情報を共有して国の方に働きかけをしていくことが必要ではないかなというふうにして思いますが、そういうことも今含めて、今取り組みをしようかなというふうに考えております。当然ながら、そういう進捗状況を見ながら、県議会に対してもお力添えをお願いしたいという要望活動はしていかなければならないと、そのように考えています。

●議長（菊地衛君） 暫時休憩します。

午前11時31分 休 憩

午前11時32分 再 開

●議長（菊地衛君） 再開します。

佐藤元議員。

●18番（佐藤元君） 今、市長の答弁で、そういうことが可能であり、またそれが美里町と同様の形で厚生労働省がそれに対して反応するのであれば、当然にかほ市としても、そういった同一步調は取るべきだと思いますので、そこら辺は今後も調査、研究してほしいと、こう思います。

それでは、(3)の債権の確認についてちょっとお願いします。

この事業の投資額、総投資額は一体幾らになっていますか。

それから、純粋に、要するに総投資額というのは、いわゆる仁賀保、象潟の本体工事に伴うそういったものは、大体私も議会にも示されているわけですから理解しているわけですが、それ以外にその支出されている金額がありましたら、そういったものも含めてお願いします。

それと、その②の、純粋にこれはもう完全に不良債権だというふうな金額が明確にされていまし

たら、それはまた別な角度でお願いしたいと思います。

そして最後に、もし本当に、これはいくら頑張っても、もうこれ以上はどうしようもないということになれば、もうなんとなく部長の話ですと、もうそういう雰囲気ですけれども、もうそうなれば債権放棄だという、こういう認識でいいのか悪いのか、この3点お願いします。

●議長（菊地衛君） 答弁、商工観光部長。

●商工観光部長（佐々木敏春君） この事業の投資額という部分についてでございますけれども、緊急雇用創出臨時対策基金事業の総事業費は4億9,169万6,304円でございます。このうち離職者に支払われた人件費、これは205人分になりますけれども、3億5,984万6,331円でございます。この205人の研修事業に使われました物件費でございますけれども、二つの事業所合わせて1億755万118円になります。このほかでございますけれども、市からの補助金、あるいは県及び市の方から支出されております間接経費、若干ございます。

次に、二つ目の御質問の不良債権となる金額の確認という部分でございますが、これまで説明しましたけれども、裁判所の裁定に従った場合、債権の届け出は行われないこととなります。市はこれに従うという立場を説明いたしましたけれども、この場合、債権は発生しないこととなりますので、不良債権も発生しないということの解釈になろうかと考えております。これにつきましては、他の自治体にも確認をいたしまして、ほぼ同じ立場を取る、同じ見解であるという内容でございます。

なお、現在、国との間で協議している返還の疑義があるとされる内容につきましては、また、金額につきましては、まだまだ今お知らせできるような状況にありませんので、答弁を控えたいと思います。

あと、最後の債権放棄と認識してよいかという御質問でございますが、債権放棄というその中には、回収できる債権、これをみずからの意思で放棄するというような意味合いになろうかと考えますが、今回の場合は、これまで説明してまいりましたけれども、債権放棄とは若干ニュアンスが違うのではないかなというふうに考えております。債権放棄する債権が発生しない、こういうことでございますので、御理解いただきたいと思います。以上です。

●議長（菊地衛君） 佐藤元議員。

●18番（佐藤元君） ちょっと民間同士の取引では、こういったことはちょっとあり得ないわけですから、ちょっと理解に苦しむところもあるわけですが、債権が発生しないわけですから、当然債権額は、不良債権は無いということになるんでしょうけれども、それはそういうふうな方向だということで、それはそれでいきます。そうすれば、今、部長言ったけれども、まだその本当にこれだと、要するに純粹にかほ市としての金額はこれだというものは、まだまだその説明できる状況下にはないという説明ですけれども、今のこのペースでいったら、いつごろになったら大体私どもにこれですよというふうに明確に示すことができると判断されているんですか。

●議長（菊地衛君） 商工観光部長。

●商工観光部長（佐々木敏春君） 現在、国・県及び関係の自治体と連携しながら協議を行っておりますけれども、一応は国からの方針が示されたときに、しっかりしたところが決まるもののだとい

うふうに考えております。その時期につきましては、今はっきりしておりません。

●議長（菊地衛君） 佐藤元議員。

●18番（佐藤元君） 分かりました。このD I Oジャパンの件に関しては、これで質問を終了します。

次、二つ目の質問です。パークゴルフ場の開設を考えるとということで、日本パークゴルフ協会は中川郡幕別町に拠点を構える公益社団法人です。

パークゴルフは、子供からお年寄りまでの三世代が、クラブ1本とボール1個があれば、誰もが気軽に安心して楽しめるスポーツであり、関係する機関や団体と連携することによって観光への誘客、交流人口の増大にもつながるものと思います。

また、3ヘクタールないし4ヘクタールの面積で36ホールの公認コース造成が可能と言われるパークゴルフ場は、最も至高な施設と言えます。

質問です。地域の活性化、医療、福祉分野などのリハビリを含め、市民のコミュニケーションの場として期待できると思うが、市長の思いはどうですか。

それから、高齢化の進む中で多様な可能性を秘めているパークゴルフは、生涯スポーツとして身近なポジションにあると考えます。当局の認識を伺います。

36ホール4コース、公認のパークゴルフ場開設は、行財政改革の要素から判断しても有効な施策の一つと思うが、当局の見解を伺います。

●議長（菊地衛君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） パークゴルフの整備についての御質問でございますけれども、私、パークゴルフやったことないんです。見たこともないんです。そういう状況ですので、①と②については、教育次長から答弁をさせます。③については私からお答えをします。

●議長（菊地衛君） 答弁、教育次長。

●教育次長（齋藤榮八君） それでは、(1)－①のパークゴルフは地域の活性化、医療等のリハビリ、市民のコミュニケーションの場として期待できるかの御質問にお答えいたします。

パークゴルフについては、佐藤議員がおっしゃるように病院などの医療施設では専用のコースが造られ、リハビリに効果を上げられている例があるようでございます。ルールが簡潔で、年齢や性別を問わず、遊び感覚でプレーをすることができることから、年々競技人口が増えているようでございます。インターネットや関係資料を調べたところでは、プレーを通して誰もが気軽に楽しみ、年齢を越えて交流の輪が広げられ、コミュニケーションづくりや健康増進が図られることが期待できるという有益なスポーツであるということが認められるものかと思っております。

次に、②の生涯スポーツとして身近なポジションにあると考えるが、当局の認識についての御質問にお答えします。

国のスポーツ基本計画をもとに策定しております、にかほ市スポーツ振興基本計画では、子供から高齢者まで、誰でも、いつでも、どこでも、いつまでも気軽に親しむことができる生涯スポーツ社会の実現を掲げております。この生涯スポーツ社会の実現に取り組む上で、子供からお年寄りま

で三世代が一緒になって安心して楽しむことができるパークゴルフは有効なスポーツであると認識しております。以上でございます。

●議長（菊地衛君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 今、教育次長から有益性、あるいはコミュニティづくりや健康づくり、いろいろな有益性等についてお答えをしましたがけれども、私としても御質問のような規模で整備する場所があるかどうか、これは基本として市有地を見ながらですね、部分的には個人有地もある部分も含めてですね、大半が市有地でやれるかどうかということをもまず場所を探したい。それから、インシヤルコスト、ランニングコスト、こうしたものがどのくらいかかるのか、これもやっぱり試算をしてみなければ分かりません。ですので、中・長期的な財政状況と照らし合わせながら、整備に向けて検討をしてまいりたいと思いますので、少し時間をいただきたいと思います。

●議長（菊地衛君） 佐藤元議員。

●18番（佐藤元君） 今日4日ですから、三日前の新聞、皆さんお読みになったと思うんですが、お隣の由利本荘市では、現在36ホール、八塩パークゴルフ場公園に設置されているわけですが、そこに今年度新たに18ホールを増設するという、そのための予算措置もされたようであります。当然54ホールになるわけですから、東北ではナンバーワンの規模を誇る施設というようであります。私は何も一遍でそこまでいなくてもですね、まず先ほど次長からも言われたように、そういう意味では本当にその親子三代が揃って気軽に楽しめるスポーツですので、むしろ競技というよりも、そういった意味合いの方が私はこのパークゴルフは強い競技だなと、そう思いますので、そういった意味でも兼ねて、ぜひ当局からは再度そこら辺の検討をして、ぜひ一日でも早くそういった念願がかなうようお願いしたいと思います。市長からもその件、答弁もらいましたので、この件はこれで終わります。以上。

●議長（菊地衛君） これで18番佐藤元議員の一般質問を終わります。

所用のため休憩をいたします。再開を午後1時といたします。

午前11時46分 休 憩

午後 1時00分 再 開

●議長（菊地衛君） 休憩以前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。15番佐々木春男議員の一般質問を許します。15番佐々木春男議員。

【15番（佐々木春男君）登壇】

●15番（佐々木春男君） それでは、質問いたします。

初めに、「学校給食無料化と給食に地場産物の活用の拡大を」について質問いたします。

戦後、広く行われるようになった学校給食の目的は、子供たちの栄養状態の改善にありましたが、学校給食は、今や食のあり方、栄養の知識、旬の食材、地域の食文化などを伝える教育の一環「食

育」になっています。子供たちのよりよい生活環境づくりは、我々大人の役割であり、にかほ市の子ども・子育て支援事業計画にもあらわしておるように、地方自治体の役割でもあります。

近年の企業撤退による雇用環境の悪化、物価の上昇、消費税のアップなどにより経済的負担は若者や子育て世代にも重くのしかかっています。そのしわ寄せが子供たちにいくようであってはなりません。

また、本来、義務教育は無料の精神に立てば、学校給食も無料でいいはずではないでしょうか。子育て支援、食育の観点から、学校給食の無料化について考えを伺います。

また、学校給食は、子供たちが地域産の食に触れ、地域の食文化を感じ取り伝えていくよい機会であり、地域で子供たちの健やかな成長を支えるという一面も持っていると思いますが、地場産物活用の必要性についてお伺いいたします。

次に、戦後70年に当たり、平和に関する市の行事等について質問いたします。

今年戦後70年の節目の年に当たります。日本はこの70年間、戦争による犠牲者を一人も出しておりません。それは、憲法9条で戦争をしないことにしているからであります。

今の政府は、「戦争をできる国」を目指しているように見受けられます。平和の尊さを大切に継続させていくというのは、我々大人の仕事だと思います。

また、にかほ市は戦時中、アメリカ軍に爆撃を受けた自治体でもあります。特に今、戦争の愚かさ、平和の尊さを、子供も含めた市民が共有する機会をつくるのが大事だと思います。

一つ目は、平和に関する市の行事の計画はありませんか。

二つ目は、広島で行われる平和式典に子供たちを派遣する機会をつくることも、よいのではないのでしょうか。市長の考えをお伺いいたします。

●議長（菊地衛君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、佐々木春男議員の御質問にお答えをいたします。

初めの学校給食無料化等については、教育長からお答えをさせます。

私からは、戦後70年に当たり、平和に関する市の行事という御質問でございますけれども、現在、新たに平和に関する行事の計画はございませんが、市では毎年、広島、長崎への原爆投下の日である8月6日と8月9日、そして終戦の日当たる8月15日に原爆死没者と戦没者への黙祷と、改めて平和を誓うためにサイレンの吹鳴を行っているところでございます。忌まわしい戦争では、多くの国民が犠牲となり、戦争で得るものはなく、いかに今の日本の平和が大切であるかをあらわすものでもございます。

また、市の行事としては、毎年8月に、にかほ市平和記念戦没者追悼式を開催しております。戦争によって亡くなられた多くの市民への哀悼の意をあらわすとともに、日本が平和であることをかみしめ、その平和を持続させる強い意思を共有するために行っております。

また、数年前からは、いかに平和が大切であるか、それを醸成していくために、子供たちから追悼式に参列していただいておりますが、平成26年度は仁賀保中学校の3年生の佐藤さんが、戦争のない平和な世界を築くために努力すると、そんな誓いがあったところでございます。

この追悼式では、恒久平和を希求し、毎年開催しておりますけれども、今後はですね、もっと多くの、もう少し多くの子供さんたちからも参加していただきたいなど、そういうことで教育委員会、あるいは学校とも話をしてみたいと思っているところでございます。

次に、広島での平和式典へ子供たちの派遣についてでございますが、御承知のように毎年8月に広島市で挙行される平和記念式典は、原爆死没者の霊を慰め、世界の恒久平和を祈念するもので、広島市長の平和宣言は世界各国に発せられ、核兵器の廃絶と世界恒久の平和の実現を訴え続けているものでございます。

私も平成22年に平和市長会議に加盟したことをきっかけといたしまして、平成25年に初めて参加をしました。参加していろいろなことを考えさせられてきましたけれども、子供たちを派遣した場合のことについては、それはそれなりに意義はあるんだろうと思いますが、ただ、あの式典で子供たちにおいてどういうふうにして感じるか、なかなか難しい面もあるのではないかなと思います。広島は遠方でありますので、参加するには日数を要しますし、ただ式典に参加するだけでは原爆の恐ろしさなどを十分理解できないのではないかなという思いもしております。また、派遣する場合は、その人数は限られていることなどから、まずは学校教育の中で戦争と平和について学ぶことも大事ではないかなと、そのように考えているところでございます。

現在、小学校6年生の社会科の中で戦争の歴史と平和について学ぶ機会がありますが、子供たちの平和に対する意識を高めるために、今後、この範囲を広げること、授業の範囲を広げることができないか、今後、教育委員会と相談してまいりたいと思っております。

したがって、広島市での平和式典への子供たちの派遣については、現段階では考えておりませんので、御理解をいただきたいと思っております。

また、市政報告でも申し上げましたが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、平成27年度中には総合教育会議を設置し、教育に関する大綱を策定することになりますけれども、その際、今申し上げたことなど平和に対する授業範囲、こうしたことも拡大できないか等々について、教育委員会と協議をしてみたいと、そのように思うところであります。

●議長（菊地衛君） 答弁、教育長。

【教育長（齋藤光正君）登壇】

●教育長（齋藤光正君） 御質問の前に、明日、中学校の一般入試であります。各学校とも合格祈願祭を通しながら、一人一人の合格を祈っております。私たちもこの場を借りまして、一人一人が合格するようにお互いに祈ってくださいますか。よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、佐々木春男議員の御質問にお答えいたします。

子育ての支援、食育の観点からの学校給食の無料化についての御質問にお答えいたします。

学校給食の無料化については、県内では八郎潟町と東成瀬村が既に取り組んでいると把握しております。給食費の無料化は、家計を助け、給食費の支払いに対する不安がなくなるために、子育て世帯にとってはとても助かります。よって、子育て支援の充実を図るとか目指すという観点からは、とても有効な施策であると考えております。

しかし、食育の観点とか、それから子供を育てるという観点から考えますと、どうでしょうか。

平成17年度に施行されました食育基本法の前文には、「自然の恩恵や食にかかわる人々のさまざまな活動への感謝の念や理解を深めることが——」というふううたわれております。そしてまた、平成19年3月に文部科学省から発行されました「食」に関する指導の手引きの「食」に関する指導の目標には、「食物を大事にし、食物の生産等にかかわる人々への感謝する心を持つ」というふううに、感謝の心を持つことが大事であるというふうなことも強調しております。学校給食を通しまして、命あるものをいただくことに対する感謝の思いを持つことや食物を生産する人や加工する人、調理する人など、「食」にかかわるさまざまな人々に対する感謝の気持ちを育てることが大事ではないかと考えております。そうしたときに、給食費が無料化になりますと、保護者の学校給食に対する関心やありがたみが薄れ、無料であることが当たり前というふうになりまして、子供も同様に当たり前と感じて心から感謝することが薄れてしまうような気がいたします。保護者が安価で栄養価の高い食事を提供する学校給食に対して、感謝の気持ちを持って給食費を支払うことが子供の教育にとって非常に大事なことではないかと思えます。親の姿を見て子供は学ぶと言います。親が一生懸命に働いて得たお金で給食費が支払われているというふうに分かれば、給食を残さず食べようと考えたり、また、働いてくれる親や食べ物を作ってくれる方々への感謝したいという、そういう気持ちが出てくるのではないかと思います。この厳しい時代に生き抜いていかなければならない子供たちには、やはり「食」の大切さや楽しさを知り、命あるものに感謝する思いを持ち、そして働くことに対する大変さについても学ぶことが大事なような感じがいたします。学校給食を中心とした「食」に関する指導について、さらに力を入れてまいりたいと思えます。現段階においては、給食費の無料化は今のところ考えてはおりません。

二つ目ですが、地場産物活用の必要性についてお答えいたします。

食育の目標の中には、「各地域の産物、食文化や食にかかわる歴史等を理解し尊重する心を持つ」とあるように、学校給食において地場産物を活用した献立を考え提供することは、児童生徒にとっては地域の食文化に親しみ、ふるさとの味を味わう大変よい機会と考えております。また、食を通して地域の食に携わる人々の努力に気づくことにつながります。地域にはどんな食材があって、誰が作っているのかと、また、どうやってたくさん取れるようになったのかと、そういうことを知ること、ふるさと教育につながるような感じがいたします。これからも佐々木議員の御指摘のとおり積極的に季節に応じた旬の食材や地域の特産物を学校給食に盛り込み、郷土愛を育む一役としたいと考えております。以上です。

●議長（菊地衛君） 佐々木春男議員。

●15番（佐々木春男君） 既に学校給食の無料化を実践しているところでは、教育長が心配するような方向にはいっていないように、私の見たものでは感じられます。この学校給食の無料化は、大変意義のあるものだと思います。おっしゃるとおり。まず一つは、子育て支援をしている。教育長もおっしゃってございましたけれども、労働環境が悪くなって賃金も下がっているところで、そういう無料化によって子育て支援、大変意義のあることだと思うわけです。当市では、給食費の滞納はない、今現在は発生していない、そういうお話を伺ったことがあります、ある意味、その職員に言わせると、誇らしげに、ほかの手当てでやっているから大丈夫なんだと、今出ていないんだと

いうふうにおっしゃっていましたが、それはそれで結構なことだと私は評価します。ただ、それでもやはり子供たちに教育に金がかかるとか、そういう市民の声が多くある中で、やはりこの少子化の減少にも結びつくことも可能なのかなとも思いますし、何よりも子育て支援、今の子育て世代への支援、これが何よりも大きいものだと思います。

学校給食費を見てみますと、納付額が月額が5,000円のようにあります。子供が2人いますと月額1万円の給食費になるわけですが、これが負担の軽減になりますと、何度も言うように大きな子育て支援だと思います。既に無料化を始めているところの話伺いますと、その自治体は高齢化率日本一、その総務課長のお話のようですが、当時、高齢化率日本一、それより問題なのは子供の少なさだと、そういうところから子育てを応援するシンボルになるような施策を進めたいと考えたのが学校給食の無料化だと。今優先すべきは、ハードより人だと話していたと、そういうんだそうです。ぜひそういうことも含めまして、無料化の方に検討していただけたらというふうに思います。

地場産の活用についてですが、平成25年度の学校給食における主要野菜15品目の地場産物活用率は、県内で最低です。平成25年度のもので、平成24年度よりも下がっております。軒並みほとんどの市町村が平成24年産より平成25年産の活用割合が少なくなっておりますので、何か別の要因で下がっていることもあるかと思いますが、私そこまでは分かりませんでした。ワーストワンなんです、これ順番つけば、僅差で1位になったり5位になったりするわけですが、何よりも前年より大きく下がっていると。前年の37.4%から22.6%まで下がっていると、そういうふうな数字が出ております。先ほど教育長からのお話もありましたように、子供たちが地域のものを食して、地域を理解して、地域を愛しながら育っていくと、育ってほしいと思うところから、もっともっと活用割合を上げて食育を進めてほしいと思いますし、にかほ市の農業者は他の自治体と同様に、高齢化は進んでいるわけですが、まだ生産活力はあると思うんですが、いかがでしょうか。

それから、平和への市長のお答えですが、現政権の集団的自衛権の行使や秘密保護法の国会答弁では、行使の枠が際限なく広がる心配や何が秘密なのか極めて心配されるものです。私が初めて選挙に日本共産党で立候補する時に、私のいとこが心配していろいろ聞きに来ました。いろいろ話をして、実は共産党というのは、さきの戦争では政党では唯一政党では反対した政党なんだというふうに言い終わらないうちに、戦争はだめだよと、そういう大きな今まで聞いたことのないような声で、言い終わる前にそういう発言したわけです。彼女は、実は戦争で父親を亡くして、父親の顔を知らないんです。そういう自分の気持ちを一気に吐いた、そういうふうな感じに受けとめました。このように戦争のしわ寄せは、戦争で死んだ方もむろんですが、残された家族にも多大な苦労になるわけです。そういう家庭や子供を二度とつくってはならないと、私はそういうふうに思っているところでございます。

先輩の言葉に、「平和は黙っていてもやっこない。平和への努力と、その継続を怠ると平和は去ってしまう」ということだと思いますが、悲しいことに、その言葉は今も生きており、それが今だというふうに感を強くしております。市長の先ほどの答弁からと、昨年、戦没者慰霊の式典で安倍政権の集団的自衛権の行使などの一連の行動を大変懸念する言葉を述べておられましたが、平和に対する意識の高い市長であると私は感じておりました。戦争の愚かさ、平和の尊さを市独自でな

くても他の団体との協働でもよいと思います。子供を含めた市民が共有する機会を、戦後の70年の節目にとどまらず、つくることを提案いたします。

●議長（菊地衛君） 答弁、市長。

●市長（横山忠長君） まず初めに給食費の無料化については、先ほど教育長からお答えしたとおりであります。ただですね、各地方公共団体の財政がこれから一層厳しくなる中で、確かに一面を見れば八郎潟町、あるいは東成瀬村、こういうところが、例えば保育園の保護者負担の軽減、あるいは、今、にかほ市は中学校まで医療費の無料化をやっているわけです。ですから、こういうソフト事業については、財政が厳しくなっても、これは継続していかなければならない。これは今あれだけでも、これは今度、財政が厳しいからやめますよというものはいかなければなりませんけれども、ある一面だけ見て、にかほ市は子育て支援がどうのこのじゃなくて、全体的な形の中で私は子育て支援は、にかほ市は県内でもトップクラスだと私は思っています。ですから、こういう総合的な形の中で御理解をいただきたいなというふうに思うところでございます。

それから、給食費の地場産品の話ありましたが、これ、補足説明は教育委員会の次長の方からお話させますけれども、一番困るのは、あるときはあつて、必要なときはないというのが一番困るんです。給食においては、ですから、例えば年間計画の中で、こういうものがこういう形でほしいといったときに、にかほ市の農業者の皆さんが生産してくれるかどうかというものが、なかなかそういうところまでは今いってない状況であつて、必要なときはない、必要でないときはこういうものがありますよと言ってもですね、なかなか地場産品の利用率というのは上がらないという形になるかと思しますので、このあたりもできるだけ地場産品を使えることができるように取り組んでまいりたいなと思っております。

米については今、地元の米を使っているはずですが。これまでは給食——あそこは何だ、秋田県の——学校給食会か、給食会を通してきましたけれども、旧象潟町は直接農協から地元の米を買って子供たちに提供していましたが、今は全ての米、地元の米使っているはずですが。そういう形の中で対応ができるものから順次使って率を上げていきたい、そういう思いでありますので、補足説明については教育委員会の次長の方から説明をさせたいと思います。

戦争のない国、これは私は本当に私の念願でもあります。決して戦争はあつてはならない。ただ、国の方では国の方としての役割もあるでしょう、国際社会に対する。そういう形の中で、今、集団的自衛権の形の範囲をどの程度にしていくのか、与党の中でもまだ調整ができていない状況でございますので、私としては、この場でどうのこうのとはお答えできませんので御理解をいただきたいと思えます。

●議長（菊地衛君） 答弁、教育長。

●教育長（齋藤光正君） それでは、佐々木春男議員の、なぜ下回ったか、平成25年が26.6%、平成24年の37.4%から非常に下がったのはどうしてかというふうな話でしたが、下がった理由としては、毎年購入されているジャガイモ、それからタマネギ、カボチャ等の本当に重量のかかる食材が生育不良のために、そして品質が悪くて、それを納入されなかったというふうな理由であります。

先ほど市長も申し上げましたが、食材の調達は各地区に3人の栄養士がおります。その栄養士を中心にして各学校、それから共同調理場ありますが、そこで実施されております。市内の農家とか、それから物産商、それから農協、地元の商店から、まず調達を今頑張っている。そして、地場産物なるべく使うように頑張っています。ただ、先ほど言ったように、市長も申し上げましたが、野菜なんかは非常にこのパーセントが低いのは、先ほど言ったように量的にも質的にも安定した供給ができないというふうな課題があるようです。つまり、小学校1,300人、中学校728人、大体ほぼ2,000人の子供たちのそういう野菜そのものが、安定した、常に一定の状態での供給できるところが、なかなか地元ではできないような感じいたしました。そしてまた、その地元の人方も、とても高齢化になって、なかなか供給してくれないというふうな捉え方もあるし、そして、季節がばらばらになって多くの収穫も見込めないというふうなことで、なかなかそういうふうなところで調達できないという課題があるようであります。

それから、果物ですが、果物もありますが、この果物はほとんど地元の商店とか青果店は果物は、庄内地方のものだそうです。だから、地元の果物を使えと言っても、なかなかそれはできないというふうな状態です。今、教育委員会では、まずその栄養士を中心にして、各学校共同調理場で、なるべくその地元のものを使うように指導していますし、それなりに努力しているということ、それを理解していただければありがたいと思います。

●議長（菊地衛君） 佐々木春男議員。

●15番（佐々木春男君） 完全無料化の場合についてですが、関連してですが、確かに財政面の問題もあると思います。私も試算が合っているかどうか分かりませんが、自分の計算が合っているかどうか分かりませんが、やりましたところ、およそ当初予算の1%ぐらいかかる、必要とするようであります。そういう財政の問題もありますが、もちろん承知しておりますが、これを克服するために、あらゆる手だてを尽くして頑張っているところもあるわけで、その方法というか、そのやり方として段階的に進めていくと、そういうやり方をとっている自治体もあるようです。決してばらまきではないと私は思いますので、ぜひ検討を進めていただきたいというふうに思います。

それから、学校給食の地場産物の活用率についてですが、私もその低下した理由は、多分そのあたりではないかなというふうに、天候不順なんかの問題だろうというふうに感じてはおったんですが、全県的にそういう傾向にありますから、そうだと思っておりました。県内の実施している事例では、教育委員会と学校と農業者が栄養教諭らから助言をいただきながら計画的に収穫できるようにスタートしたところ、供給農家も増えて地域が元気になってくれたという事例もあるようです。地域が元気になったというふうな事例もあったようです。地域も元気になってくれれば、それにこしたことはないんですが、もう少し活用を広めてくれる努力をさらに求めるものであります。

それから、平和の問題ですが、私、集団的自衛権にどうのこうの、市長の考えを求めたわけではなくて、戦後70年の節目の年にとどまらず、そういう子供も市民も平和の尊さを共有する機会をつくっていただけたらなというふうなことで提案申し上げたわけでございまして、集団法自衛権のことについての考え方を伺ったものではございません。

●議長（菊地衛君） 答弁、市長。

●市長（横山忠長君） 給食の関連については教育長からお答えをさせますが、平和に対する子供たちへの意識の高揚、先ほど申し上げましたように、学校教育の中でそういうものが取り上げていくことができないか、まずはそれから取り組んでまいりたいと、そのように思います。

●議長（菊地衛君） 答弁、教育長。

●教育長（齋藤光正君） それでは、私たちの教育委員会では、例えば既存の生産者グループとか、いろんなそういうグループがありますが、そういうものに対して、なるべく生産、供給できるように、組織づくりをまず検討していきたいというふうに考えております。そして農政担当とか、そういうものも連絡取りながら検討してまいりたいと思います。

そしてまた、農家や地元商店の相談窓口には教育委員会がなりまして、やはり給食に適した食材を揃えるように、そういう努力もしていきたいというふうに考えております。そして、栄養職員を通して、そしてそのメニューも、献立も、その時期に合わせて、うまく作れるような献立も今度は計画していきたいというふうに思います。

いずれ、こういう情報を共有して、地場産物の活用を促進するように努力したいというふうに考えています。

●議長（菊地衛君） これで15番佐々木春男議員の一般質問を終わります。

次に、13番伊東温子議員の一般質問を許します。はい、13番。

【13番（伊東温子君）登壇】

●13番（伊東温子君） 13番伊東温子です。一度、統合の問題を扱ったことがありますけれども、今回は象潟地区の小学校の統合について質問させていただきます。

象潟地区の小学校の統合について、今年の——ここ訂正してください。11月と今年の1・2月に教育懇談会が象潟3地区で行われました。2回目の懇談会は、1回目に出された意見や質問と、それに対する説明や回答が各地区ごとにまとめられ、配付されました。懇談会は2回で終了ということで、内容の把握ができません。そこで質問します。

(1)、2回の教育懇談会で出された質問や意見のまとめと、検討されたことがありましたら御報告ください。

●議長（菊地衛君） 答弁、教育長。

【教育長（齋藤光正君）登壇】

●教育長（齋藤光正君） それでは、伊東温子議員の御質問にお答えします。

2回の教育懇談会に出された質問や意見のまとめと検討されたことについての御質問にお答えいたします。

各地区の1回目、2回目の懇談会においては、象潟小学校の校舎は海拔3.4メートルと低く、津波などが発生した場合に危険であるので、安全な場所に新校舎を建設してほしいという防災面を危惧する意見と、新校舎建設についての意見が多く出されました。

教育委員会としては、県の津波想定をもとに防災課で策定した「にかほ市津波避難地図」によれば、最大津波高10.14メートルの津波が来た場合でも、象潟小学校付近の想定浸水深は3.3メートルとなっており、南校舎の屋上に避難すれば十分にしのぐことができると考えております。このよう

なことから、象潟小学校の場所は安全であるという認識のもと、現象潟小学校への統合を考えており、新校舎の建設は今のところ考えていない状況であります。

しかしながら、防災面に対する意見が各地区で多く出されたことから、教育委員会としては、教育行政報告でも申し上げましたが、現在策定中の防災教育副読本を活用して、3年生以上の児童生徒に防災意識を高めるための防災教育を行ってまいります。そして、防災面で不安という意見が多かった象潟小学校を、にかほ市としてにかほ市の防災モデル校に指定し、防災課や象潟中学校、そして仁賀保高校と連携を図りながら防災教育を充実させ、自分の命は自分で守るという防災意識の啓発や定期的な避難訓練を通して、災害時にみずからの判断で冷静に、そして迅速に行動し、安全に避難することができるような知識と技能を身に付けさせたいと考えております。

また、周辺地域の自治体と連携した避難訓練、防災訓練などを行い、地域と一体となった防災意識のもとに学校づくりを行い、トップレベルの防災モデル校を目指していきたいと考えております。

また、複式学級が上郷小学校で平成27年度から、上浜小学校が平成29年度から発生することから、複式学級の授業の仕方や複式学級への対応などについても、上浜・上郷地区から多くの意見、質問が出されました。教育委員会では、平成27年度から上郷小学校が複式学級が発生することから、県教育委員会に1人の教員の特別配置を要望しておりました。先日、県教育委員会から複式学級解消のための臨時講師が1人配置されるという、とても喜ばしい連絡がありました。今後も県教育委員会へ複式学級解消のための教員の特別配置については要望していきますが、必ずしもかなうとは限りません。かなわない場合は市単独で非常勤講師を配置しながら、統合というものを模索していきたいと考えております。

平成21年に提出されたにかほ市学校教育将来構想策定委員会の提言の見直しについても、いろいろな意見が多く出されました。提言が出されてから東日本大震災が発生したり、人口減少や少子化が急速に進むなど、環境が大きく変わってきております。このような状況を踏まえ、教育懇談会で保護者や地域の方々から出された意見や、今後行うアンケート調査の結果などをもとに、学校教育将来構想検討委員会を立ち上げ、これまで出された提言について検討していただき、新たな提言をいただこうと考えております。

また、統合の時期については、各地区で出されました、教育委員会としては、にかほ市学校教育将来策定委員会の提言を尊重し、平成30年を見どころとしますが、合意形成のできた地区から統合を順次進めていきたいと考えております。仮に地区の合意のもとに統合した場合、地域の文化や伝統、芸能などが子供たちに継承され、地域と学校のかかわりが継続するように、コミュニティ・スクール制度を導入しようと考えております。学校運営協議会を立ち上げ、学校と保護者と各地区の自治会の皆さんが、ともに知恵を出し合い、一緒に行動しながら、協働しながら、子供たちの豊かな成長を支え、地域とともにある学校づくりを進めていきたいと考えております。

以上が懇談会で出された主な質問と意見と検討したことでもあります。以上です。

●議長（菊地衛君） 伊東温子議員。

●13番（伊東温子君） まとめと検討、ありがとうございます。そのことについてちょっと質問させていただきます。

象潟小学校は、地震、津波に対して、安全であるということでしたけれども、それを前提としているようですけれども、昨年の10月29日、文部科学省の集計です。津波浸水想定の中立学校についての集計です。そのときに、にかほ市では象潟小学校がその対策について検討中ということになっております。その後、今後改修工事を予定していると書いてあります。このことについてなんですけれども、以前、改修工事はどのようなものであるかというお尋ねをしたときに、統合のための改修であるというお答えをいただいております。教育懇談会の中で8割方、津波に対しての不安、地震に対しての不安、そういうものがあつた中で、再度お尋ねします。検討中であるとしたこの項目は、どのようになったのでしょうか。

●議長（菊地衛君） 答弁、教育長。

●教育長（齋藤光正君） そのことについては、担当の次長に答えさせます。

●議長（菊地衛君） 答弁、教育次長。

●教育次長（齋藤榮八君） さきの一般質問の中において検討中、改修工事の件につきましては、統合の際に改修するというふうな答弁をさせていただきました。その後、文部科学省の方からは統合に関しての手引きのほか、統合を早めるために改修工事に対する補助、手厚い補助を検討されているようでございます。実際、うちの方にも今、手元の方にその方針が示されておりますけれども、その改修の中身としては、あくまでも教室を増やすとか、それらが大前提になるんですけれども、津波対策関係についても、その改修の中に含めてもよろしいというふうな内容になっております。ということで、もしその既存校舎を使って統合といった場合には、なるべく津波対策に充てるような改修工事をしたいというふうに考えております。

●議長（菊地衛君） 伊東温子議員。

●13番（伊東温子君） 津波対策に対する改修も行うということで、よろしいでしょうか。

それで、その改修ですね。どのようなものを想定しているのかは、まだお分かりではないでしょうか。もしお分かりであればお願いします。

●議長（菊地衛君） 教育次長。

●教育次長（齋藤榮八君） 私は技術的にはちょっと分かりませんが、まず想定浸水深が3.3メートルということで、象潟小学校の校舎1階は3メートルございません。ということで、なるべくその2階以降に子供たちが、最大津波高は29分後に来るわけですけれども、ゆっくり2階以上に上がれるように、いくらかでも津波を防ぐための仕留め板みたいなものを校門、あるいは学校校舎の入り口あたりに取りつけできればいいのかなと思っておりますけれども、それが果たして効果があるのかどうかはちょっと技術的に分からないものですから、まず私の素人考えとしては、そのような考えを持っております。

●議長（菊地衛君） 伊東温子議員。

●13番（伊東温子君） 津波ほか防災対策としての改修も行うということで——それでは、例えば2回しか懇談会は行わないということでした。この次は保護者を含めて、保護者に学校とか保育園でお話をするということでしたけれども、今、にかほ市の中で新しい文部科学省の、60年ぶりに統合に対する手引書が出ているわけですけれども、この手引きの中に対象となるその小学校というのは、

クラス替えのできない学校だと。例えば1学年1教室ですね、そういうところ。小学校では6クラス、それから、中学校では3クラス、そういう——基準としてなんですけれども、これは義務ではないので、基準としてそういうところは統合するという新基準を設けているわけです。今、このにかほ市では、基準に合うっていうか、統合する基準に合うところが小学校5校となっております。それは、どここの学校に当たるか、ちょっとお願いいたします。

●議長（菊地衛君） 答弁、教育次長。

●教育次長（齋藤榮八君） 5校でございますけれども、院内小学校、それから金浦小学校、上浜小学校、上郷小学校、小出小学校の五つでございます。

●議長（菊地衛君） 伊東温子議員。

●13番（伊東温子君） 5校ということで、にかほ市にある小学校のほとんどが当たるような感じで、残る2校は象潟小学校と平沢小学校ということになっているようです。

懇談会のことなんですけれども、2回で、こういうにかほ市に統合しなければいけない基準に合う小学校が、もう5校になっているそういう中で、今2回しか懇談会を行わないとして、PTAと保育園に特化してというか、そういう保護者に特化してやるというようなことでございますけれども、こういう状況を考える中で、例えば象潟地区全体での懇談会、そういうものを開くことはできないか。その中で、地域のこと、教育のこと、防災について、先ほど防災のモデル校にするとかというお話もありましたけれども、それを考える機会、そういう教育のこと、防災のことについて考える機会として、そういうことをやっていただけないか。各地区での意識もかなり違っているようですので、そういうことを開いていただけないかお伺いします。

●議長（菊地衛君） 答弁、教育次長。

●教育次長（齋藤榮八君） 今、伊東議員のおっしゃるとおり、第3回目の教育懇談会につきましては、小学校の保護者、あるいは幼・保育園の新生児となるその保護者を対象にしまして、要請があれば出向いて懇談会をやる。あるいは各学校での場所を、そこを場所におきまして懇談会をやるというふうにしております。

あと、日にちは決まっております、1回目が3月18日、上浜小学校を皮切りに、それぞれ上郷小学校、象潟小学校というふうにする予定でございます。全体的なその懇談会ということでございますが、今のところそれは考えておりません。というのは、それぞれやはり象潟地区、上浜地区、上郷地区、地域住民、それから保護者の考え方の温度差がかなり違います。ですから、全体会議でやった場合に、その温度差がかえっていろいろな意見、あるいは提案があるにもかかわらず、それがその障害になるというふうなことも懸念されますので、ただ、その防災面である程度共通認識を持ってモデル校というふうな、先ほど教育長からお話ありましたけれども、一律にそういうふうな意識を持って防災意識を高めるということであれば、それも考えてもいいかなというふうに考えております。

●議長（菊地衛君） 伊東温子議員。

●13番（伊東温子君） 3地区合同でやると、やっぱり問題が拡散してしまうんじゃないかという、そういう懸念かと思っておりますけれども、今回を機会にしないと、なかなか作れないとは思っております。

れども、やっぱりコミュニティ・スクールとかそういうことを考えていらっしゃるようでありますし、懇談会に参加する人数も、かなり地域の中の本当、何人かっていう、上郷のあたりは40人ぐらい集まったと言いますが、うちの方では、もう十何人、そういう状態で、保護者は二、三人だったり、地域の小学校の生徒にとってはおじいちゃん、おばあちゃんが行って、一生懸命防災のこととかそういうことを聞いているわけですね。なので、そういう地域ぐるみの学校ということを考えるならば、そうした取り組みもあってもよいのではないかと。そこでみんなで防災のことを考えたり、教育のことを考えたり、そういう機会というのは非常に大事だと思うんですね。なので、そういう機会があればなと思ってお尋ねしたところでした。

それでは、次の質問に移ります。

(2)象潟小学校の安全性に対する意見が多く出されました。上浜地区の懇談会で液状化の話が出ました。

①南校舎と体育館の建設時に大変難儀したっていう話も聞きました。新基準により耐震の必要がなかったわけですが、この安全性をどういうふうにお考えですか。

②ですけれども、北校舎、小体育館は、診断年が平成17年で、I S値がそれぞれ0.48、0.28と低く、耐震施工の平成23年、平成21年と長期になっています。その内容をお伺いします。

①番、②番お願いします。

●議長（菊地衛君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 象潟小学校の安全性についての御質問でございますけれども、南校舎と体育館の建設に大変難儀されたと、どういう難儀されたのかお分かりですか。これはですね、私その当時、現場監督していましたからよく分かるんですけども、この象潟の地は特有です。火山灰の中に大きい転石が混ざっているんで、打ち込み方式では、その石で止まってしまう。ですから、オールケーシング方式で、あそこに大きいやつが直径1メートル50です、杭の幅が。それで、オールケーシング方式で鋼管を入れて、そして石も土も取って、あそこで大体16メートルぐらいの深さだと思っておりますけれども、石を取って、それで現場打ちの杭を打つんですが、どうしてもそのケーシングよりも大きい石があると、15メートルもいって、入って、その石をコンプレッサーで割って上げてきた。その上で現場打ちのコンクリート杭を打ったというふうな学校です、あの学校は。体育館も。ですから、耐震性については何ら問題ない。ですから、後で液状化という話もありましたけれども、構造物が液状化によって建物が傾いたりするとか、そういうことは絶対ないと思います。ただ、1階部分の、場合によっては舗装面とか、外の舗装面とか、そういう場合は液状化現象で波打つ場合がありますけれども、建物は液状化現象の中で崩れたり傾いたりするということはないと私は考えております。

あとは教育長の方から御答弁をさせます。

●議長（菊地衛君） 答弁、教育長。

【教育長（齋藤光正君）登壇】

●教育長（齋藤光正君） その②については、担当の教育次長に答えさせます。

●議長（菊地衛君） 答弁、教育次長。

●教育次長（齋藤榮八君） 今、②と言いましたけれども、(2)の①、②について答弁したいと思います。

(2)の①の南校舎と体育館の耐震についての御質問でございます。

南校舎と体育館は、昭和56年の建築基準法——すみません。②の北校舎小体育館は耐震診断が平成17年で耐震施工が北校舎は平成23年、小体育館は平成21年と長期になっているについてでございますが、北校舎、小体育館の耐震診断は、平成18年3月に終了しまして、その結果を平成18年4月に建築物耐震診断判定委員会に判定依頼しております。その耐震診断判定書をいただいておりますが、当年度、あるいは翌年度に、すぐに耐震工事を施工できなかった事情につきましては、平成17年度から平成19年度に象潟中学校の建設、それから平成20年度から平成22年度に仁賀保中学校の建設など、大型事業が続いたことが挙げられます。また、他の学校の耐震診断結果も考慮した上で、市の事業計画の中で施工する時期について模索しておりました。結果として、年次計画の中で実施時期が少しおくれましたが、小体育館は平成21年、安全・安心な学校づくり交付金事業、補助金3分の2でございますが——で、北校舎につきましては平成23年度に学校施設環境改善交付金事業、補助率2分の1でございます——で実施しております。以上でございます。

●議長（菊地衛君） 伊東温子議員。

●13番（伊東温子君） ①については市長の方から答弁をいただきました。これで地震対策、それは万全であるということで、非常にその掘削に時間がかかったっていうのをそういう表現で言ったのでしょけれども、杭を何本刺しても何か届かなかったっていうような話まで聞こえてきたもんですから、一応確認しました。それは大丈夫で、それで、その岩盤に達して、固いところに達していれば、地震は大丈夫だということで、分かりました。

次に、液状化の問題なんですけれども、建物は大丈夫だということなんですけれども、この間、1月21日に行われた郷土市民講座です。林信太郎さん、先生というんでしょうか、信太郎先生というんでしょうか、紀元前466年、つまり2500年前に鳥海山の噴火で、鳥海山に山体崩壊があって、約60億トンの流山が日本海に流れ込んで、浅い海と小さな島々ができた。それが象潟であると。その後、1804年ですね、芭蕉が訪れた後なんですけど、象潟地震で隆起したということです。それで、潟港だったところが隆起してしまって、今のような状況になっていると。その山体崩壊というそのものが平沢ですね、仁賀保地区まで10分で、象潟のあったところには、もう五、六分で到達したと。資料によると、象潟はその液状化現象によって噴砂があちこちで見られた。水もこう、砂もこう上がったような状態で液状化のようなものであったということが資料に書いてありました。それで、また武道島というところも象潟、潟港の中にあったんだと思うんですけど、そこを——象潟だったんでしょけれども、昨年の9月の定例会のときに防火水槽を二つ設置するところを水位が高くて防火水槽が一つしか設置できなかったという話も聞きました。

というようなくあい、液状化については、やっぱり心配な面もあるんです。それで、たとえその建物自体が大丈夫であっても、グラウンドとか、敷地内ですね。それからライフラインとか、そういうもの、液状化によるいろいろな被害が出ないか、そういうことも非常に心配します。1804年

のような噴火はあるかどうかは分からないんですけど、何しろあのときは3年間も、1801年から4年まで3年間も地震が続いたというような記録もあります。それで、その液状化に対してどのようなお考えを持っていらっしゃるか、お伺いしたいと思います。

●議長（菊地衛君） 答弁、市長。

●市長（横山忠長君） 液状化が心配だというお話ですが、液状化は地下水が高ければ地震の振動によって水分が砂と一緒に上がってきて地形が変わっていくわけですが、先ほど教育長がモデル校という形の中で避難体制の強化に努めるというふうな答弁をしましたがけれども、やはり地震が起きた場合には、安全な場所にいち早く避難すると、これに尽きると思います。この液状化がどのくらいの震度でなるのかは分かりませんが、これまでの地震、いろいろありました。けれども、これまでの地震の中では小学校の校地内で液状化ができたという話は、私聞いておりませんので、どの程度の震度があれば液状化なるか分かりませんが、その液状化なる前に安全な場所に避難することに尽きるのではないかなと、そのように思います。

それから、鳥海山の山体崩壊の話もありましたけれどもね、2500年前の。これは、ほとんどにかほ市の地形を造ったわけです。ただ、今、校舎については、その山体崩壊の下の地層、N値って言った分かるか分かりませんが、N値50以上ということで、この地盤の高さまで杭を刺しておけば建物は安全ですよという基準あります。ですから、山体崩壊でできた地層は、その支える地盤の上にありますから、ですからそこの中にはさっき言ったとおり火山灰とか軟弱な地盤の中に転石があるから、下まで刺すために上から杭を打っただけでは刺せないの、石を取ってその安定した地盤まで現場打ちで造った学校ですので、この庁舎もそうです。この庁舎も象潟小学校と同じようなオールケーシング方式でやりましたので、建物そのものについては、うちは安全だとそのように考えています。

●議長（菊地衛君） 伊東温子議員。

●13番（伊東温子君） 想定外ということがよく言われますので、やっぱりいろんなことを想定して、想定しても想定しても想定外であるというのが災害なわけですので、新地域防災計画のパブリックコメントにも、その液状化危険度の分布図作成を求める声があったと聞いています。こういうものは、やっぱり象潟という、こういう何というんでしょう、成り立ちのあるそういう土壌とか地形とか、そういうもろもろのものを把握する上で非常に大変なんですけれども、やっぱり自分たちのまちなんだということで、子供たちもそれを知って行って防災にそういうふうに活用して防災意識を高めれますし、住民は住民でこういうちょっとこう、やっぱり大変なところなんだよということで意識を高めていくみたいな、そういうモデル地区、まち全体がモデル地区になってくれるような、そういう防災対策というのが必要だと思うので、ここで言いたいのは、そういう液状化のその危険度っていうんですか、そういうものを調べる、ピンポイントで調べていけるようなものがありましたら、そういう取り組みもしていただきたいし、学校周辺は特にそういうことをやっていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

●議長（菊地衛君） 答弁、市長。

●市長（横山忠長君） 学校、象潟小学校の質問ですから液状化現象という部分ね、想定外という

ことはないよというお話ですが、じゃあこの液状化現象に対してですよ、どういうことをやってほしいと言うんですか。それを対策を講じなさい。恐らくね、地下水の高いのは、武道島あたりはもう地下水が高いので、強い地震がくれば液状化現象は起きると想定しておかなければならないと思います。一般住宅の場合は、地盤にある程度の基礎をやって、それほど軟弱地盤でなければ杭も打ってないでしょうけれども、普通はそれで終わりですよ。そうすると、液状化現象なれば、やはり家は傾きます。一般住宅の布基礎だけでは、ですから、それについては、また今日の質問とはまた違う話であってね、象潟小学校の液状化現象については、グラウンドとかそういうところでは発生するかも分かりません。けども、建物は大丈夫ですよ。それから、想定外ということは私どももないようにしていかなければなりませんし、先ほど齋藤教育次長がお話した耐震についても、何か工事を文部科学省に届けている。それはやはり実際にその行動することによって、例えばこの1階から2階の部分は階段でなくて、もっと違う形のものがないかとか、そうした場合には国の交付金を活用するというので、まだ想定はされないけれども、そういうものは国の方に上げておくと。そうでないと交付金活用できませんからね、そういうことだと思います。

いずれにしても象潟小学校の津波、あるいは地震に対する体制については、万全を期してまいりたい、そのように思います。

●議長（菊地衛君） 伊東温子議員。

●13番（伊東温子君） 象潟小学校の付近のその液状化に対する調査とかも、もしできたらお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。

新校舎の建設の予定は今のところないとなっていますが、新しい校舎の建設を求める声も多くなりました。市長は、シミュレーションを行ったと言われましたが、その内容を伺います。

●議長（菊地衛君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 財政のシミュレーションについての御質問でございますが、このことについては、さきの12月定例議会、伊藤知議員の質問にもお答えをしておりますけれども、最近の数値をもってちょっとお答えをさせていただきたいと思います。

初めに、合併特例債でございますけれども、発行可能額は一般建設費で128億1,210万円、これがハードの部分での使える合併特例債の上限額でございます。これに今年度末、平成26年度末の時点で発行見込み額は約47億2,600万円、率にして36.9%になる見込みであります。これに現在、事業を進めております熱回収施設事業に係る発行見込み額などを加えますと、平成29年度まで3カ年の実施計画も今作っておりますが、それを踏まえた発行見込み額は約81億円、ですから全体の形からすると63.2%ぐらいというふうな見込みを立てております。これまで合併後の新しいまちづくりに不可欠な金浦地区のまちづくり交付金事業、仁賀保統合中学校の建設、あるいは熱回収施設等建設事業や道路橋梁新設改良事業などのハード事業に対して、できるだけ有利な合併特例債を活用してきたところであります。今後もこの方針に従って市民生活に必要な不可欠なハード事業に有効に活用してまいりたいと考えておりますが、新たな施設等の建設事業については、将来世代への負担、これ

を十分考慮しなければなりませんので、現段階では上限の128億円まで使うという考え方は持っておりません。

次に、地方交付税の合併算定替えの特例についてであります。

平成28年度から順次逡減されてまいりますけれども、交付額については最終的には現状の額から毎年6億円から8億円ぐらいの範囲内で減額されていくのではないかなというふうな推計を立てておりまして、この逡減は市の財政に与える影響は大変深刻なものだと、そのように受けとめております。

御質問の財政推計シミュレーションについては、交付税及び税収の減額分を加味しながら、市民生活や市内経済の活性化に必要な不可欠なインフラ整備、医療、保険、介護等の社会福祉に係る行政サービスなどを含めて、来年度から平成29年度までの実施計画、これは先ほど申し上げましたが、この実施計画に掲げる事業関係も含めて、平成30年以降について今後10年間の財政推計、これを行っているところであります。この結果、現状の行政サービスを維持向上を図りながらも、実質公債費比率、これは平成25年度は10.8%でありましたけれども、実質公債費比率は14%をちょっと超えるかなというぐあいに見込んでおりますし、将来負担比率も115%、平成25年度では104.7%で推移できるものではないかなというふうにして思っております。ただ、これは将来負担比率は次の世代に借金を残すこととなりますから、今、秋田県内の13の市ありますが、100を超えているのはうちの方と含めて五つの市だけです。それから、市町村も含めると25市町村のうち、100を超えているのは七つしかありません。ですから、他の市町村においては100をずっと下回っている自治体もあります。要するに、将来世代に負担をできるだけ残さないというような財政の取り組みをしているわけでありまして。

今申し上げたこの実質公債費比率、あるいは将来負担比率については、あくまでも仁賀保、象潟の各小学校を新たに建設するのではなく、それぞれの二つの学校を、この推計では1校当たり5億円ぐらいの改修経費をかけて統合に向けていきたいと思います、そういう形の中での財政シミュレーションで、先ほど申し上げた財政的指標は、こういう形の中での指標でございますので、御理解をいただきたいと思っております。

仮にですね、合併特例債が効く期間において二つの学校、恐らく二つの学校を新しく建てるとなれば、仮にですよ、建てるとなれば1校30億円はかかるだろうと思っております。2校で60億円です。そうすると、将来負担比率も大体160から170%、それから事業が終わってもだんだん予算規模は縮小していきますから、人口も減って。そうすると180%を超えてくるのではないかなというふうな将来負担比率の割合になります。

それから、幸いにして実質公債費比率は17%台で収まるかなというふうにして推計してはおりますが、ちょっと間違えば許可を必要な18%を超える可能性もあるわけでありまして。ですから、そういう形で建設していくと、相当財政環境は悪化すると思っております。そして、将来世代に大きな負担のツケを残すこととなります。ですから、引き続き私どもは、これから今年度に策定する第3次行財政改革の大綱を策定して、そして行財政改革を進めながら、何とか将来世代に負担を少しでも残さない方法として、これまでも申し上げてきましたけれども、繰上償還、財源を生み出して借金だけ

は、事業をやりますけれども返せるものから返して、実質公債費比率の部分については、若干あれですけれども、将来負担比率の方を下げていくためにも、やはりできるだけ財源を生み出して繰上償還をしながら、今、必要とされる住民サービス、こういうものの維持向上に努めていきたいなど、そのように考えているところでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

●議長（菊地衛君） 伊東温子議員。

●13番（伊東温子君） 財政の問題も非常に厳しいということで、新しい校舎の建設は当分ないということで、そうすればですよ、将来的に見て、この財政がどんどん厳しくなるのか、それに伴って将来的にも、今、今じゃないです。将来的にも新しい学校は建てられませんよということなんですか。そういうこととともにですね、児童数もどんどん減っているわけです。にかほ市の全体の小学校、推計なんですけれども、平成27年度から平成32年度まで、これ推計でやってみると、にかほ市全部の小学生263人減ります。こういう状況の中で、統合してやっていく、そして将来的には中学校の方に統合というような形で組み入れていくという考えは、おありなんですか。

●議長（菊地衛君） 答弁、市長。

●市長（横山忠長君） 基本的には、今の学校を使って合意形成ができれば、既存の学校を使いながら統合を進めていきたい。ただ、将来にわたって学校を建てないとか建てるとかというのは、私どのくらいやるか分かりませんが、今の段階で建てるとも建てないとも言えませんが、やはり学校そのものが老朽化してくれば、建てなければならなくなるんだろうと思います、無理しても。ただ、2040年、このままの状況でいきますと、人口も1万8,000人ちょっとという形の中で、子供たちがどのくらいの人数になるのかは、これから推計してみなければ分かりません。ただ、これから5年、10年、1回統合してから5年、10年なったときに、子供が減っていったときにですよ、いや、今度は中学校も小学校も、にかほ市に一つずつあればいいと、そういう時代にもなるかも分かりません。人口が1万8,000人ぐらいの規模だとすると、恐らく中学校も小学校も一つあればいいだろうと私は思います。これは子供たちが通学するときのバスとかそういう課題はありますけれどもね、そういう議論もこれからある程度近い将来においては、年数がたつと、そういう議論も出てくるのではないかなとは思っています。私どもも厳しい財政環境ではありますが、できるだけ将来の世代に負担をできるだけ残さないような環境をつくりながら、その世代が新しい学校に取り組むと、そういう環境も引き継いでいきたいもんだなど、そんな考えを持っているところでございます。

●議長（菊地衛君） 伊東温子議員。

●13番（伊東温子君） 教育のやり直しが効かないということですので、その辺のところもよく考えていただきたいと思います。

(4)に移ります。地域にとって学校は、教育施設のみならず地域の拠点であり、多くの世代が交流する施設でもあります。これを失うことは、地域の衰退を早めるというのでしょうか、衰退につながる心配があります。市としては、それをどのように考えているのか、また、対策についてどうしているのかお伺いいたします。

●議長（菊地衛君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 地域にとって、学校は教育施設のみならず地域の拠点であり、失うと地域の衰退につながる心配があるが、市としてどう考えているかということでございます。

学校の統合は、当然子供たちのことを一番に考えながら、あるいは地域の皆さんの意見を聞きながら進めていかなければなりません。仮に統合になって廃校となった場合は、寂しいなというそういう地域住民の思いは理解できます。理解できます。けども、地域が学校によってそういう衰退するとの思いがあるのも当然だと思いますけれども、やはり違う形の中で、やはりみんなで力を合わせて、行政と地域住民が力を合わせて、この地域社会を活性化していくと、それぞれ、それは住民の皆さんの役割でも私はあるんだろうと思います。ただ、先ほど申し上げましたように、地方自治体の財政環境というのは、これからさらに厳しくなります。ですから、廃校になった学校を、例えば民間で何かの形で使いたいというふうな、これは当然維持管理も運営経費も全部民間になりますけれどもね、そういうものがあればこれは結構なんですけども、ただ行政で廃校なった施設等々を全て行政でこれからも何かの形でやっていけということになりますと、当然無理な話です。いくら工夫しても無理な話です。いや、いいですよ、借金どんどんやってもいい、その学校を何とかの形の中で使いましょうといってもね、建物っていうのは年数たてば老朽化していきますから、それなりの維持経費はかかるわけです。ですから、私は一つの目的が達成したものについては、解体が私基本の方針だと思います。基本的な考え方として、私は解体するのは基本だと思います。これは私どもにかほ市だけでなく、他の県内の自治体も、やはり学校、役目を終えたところは——活用しているところもあります。例えば大館の方ではハムを作る会社が学校を使ってハムの製造なんかもやっていますし、そういう形で利用できれば一番いいんですが、これからも私たち模索はしていきますけどもね、何があっても形ができてこない、じゃあ年数がたっていく、建物は老朽化していく、黙っていても維持管理はかかっていくという形のもの、長く放置はしておけない、これからの財政環境を見ますと。ですから、私は、できれば国の方から交付税関係でもいいですからね、そういう平成28年度まで公共施設を総務省に出さなければなりませんので、その方針はやっぱり決めておきながら、解体のときは解体費用の幾らかでも国から交付税算入なんかしてもらえるようなね、ものを要望していきたいとは思っていますが、いずれにしても役割を終えた施設については、議会の皆さんの意見なども伺いながら、解体の方向で進めたい、そのように考えます。

●議長（菊地衛君） 時間がありませんので、簡潔にお願いいたします。伊東温子議員。

●13番（伊東温子君） 使った建物は解体すると。今、子供たちも早いうちからスクールバスに乗って行くと、そういうこともあるわけですよ。そして、子供たちの中に、ふるさとに対する土着性というか、そういうものがどんどん薄れていってしまう。そして、それが今よりももっとエスカレートして、市外に出ていく、県外に出ていく、そういう子供たちをつくるのではないかと少々心配です。地域の人たちがどのくらいの力でできるかは分かりませんが、もし何かそういうこと、その建物が丈夫なうちに使えるようなことがありましたら、まずそういうふうに取り組んで、市の方とも協力しながらそういう取り組みもしていきたいと思います。

今日はどうもありがとうございました。

●議長（菊地衛君） これで13番伊東温子議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午後2時38分 散 会
